

公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第四十一号

昭和四十八年七月十九日(木曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 佐野 憲治君

理事 菅波 茂君

理事 林 義郎君

理事 小林 信一君

理事 中島 武敏君

理事 小澤 太郎君

理事 阿部末喜男君

理事 木下 元二君

理事 坂口 力君

出席國務大臣

國務大臣 三木 武夫君

(環境庁長官)

出席政府委員

環境庁長官官房 城戸 謙次君

環境庁企画調整 局長 船後 正道君

環境庁長官官房 審議官 橋本 道夫君

環境庁企画調整 局長 山本 宜正君

環境庁企画調整 局長 河野 義男君

環境庁企画調整 局長 特別委員会調査 室長 綿貫 敏行君

委員外の出席者

環境庁長官官房 審議官 橋本 道夫君

環境庁企画調整 局長 山本 宜正君

環境庁企画調整 局長 河野 義男君

環境庁企画調整 局長 特別委員会調査 室長 綿貫 敏行君

委員外の出席者

環境庁長官官房 審議官 橋本 道夫君

環境庁企画調整 局長 山本 宜正君

環境庁企画調整 局長 河野 義男君

環境庁企画調整 局長 特別委員会調査 室長 綿貫 敏行君

委員外の出席者

環境庁長官官房 審議官 橋本 道夫君

環境庁企画調整 局長 山本 宜正君

環境庁企画調整 局長 河野 義男君

環境庁企画調整 局長 特別委員会調査 室長 綿貫 敏行君

委員外の出席者

環境庁長官官房 審議官 橋本 道夫君

同(鈴切康雄君紹介)(第九九七〇号)  
同(広沢直樹君紹介)(第九九七一〇号)  
同(矢野純也君紹介)(第九九七二〇号)  
東京湾の埋立て中止による干潟の保全に関する  
請願(江田三郎君紹介)(第九九七三〇号)  
同(橋本龍太郎君紹介)(第九九七四〇号)  
魚介類汚染対策に関する請願(下平正一君紹介)  
(第九九七五〇号)  
同(原茂君紹介)(第九九七六〇号)  
PCB、水銀汚染防止に関する請願(鯨岡兵輔  
君紹介)(第九九七七〇号)  
同(大久保直彦君紹介)(第九九七八〇号)  
水俣病対策の確立に関する請願(園田直君紹介)  
(第九九七九〇号)  
は本委員会に付託された。

七月十八日  
PCB公害防止対策に関する陳情書(田辺市議  
會議長久保義郎)(第六三八号)  
魚介類汚染による緊急対策に関する陳情書外九  
件(茨木市議會議長山田知三郎外九名)(第六三  
九号)  
琵琶湖の汚染防止に関する陳情書(滋賀県議  
議長協坂栄二)(第六四〇号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
公害健康被害補償法案(内閣提出第二二三号)

○中島委員 きょうに引き続いて質問をいたしま  
す。  
障害補償費のことに関してなんですが、この障  
害補償標準基盤月額、これは政府としては一体幾  
らを予定されておられますか。  
○船後政府委員 障害補償費算定の基礎となる労  
働者の平均賃金といたしましては、全国労働者、  
これは全産業、全企業でございますが、その男  
女別及び年齢、階層別の統計資料を用いたこと考  
えておりますが、これに最も適当なものは労働省  
が実施いたしております賃金構造基本統計調査で  
ございます。

○中島委員 額は、それを基礎とされるというこ  
とですが、その一〇〇%を予定されていられ  
しゃるのか、あるいは何%を予定されていられ  
しゃるのかというところをお尋ねしたのです。  
○船後政府委員 この平均賃金の資料を用いたし  
て障害補償費をはじく基礎となる金額を出すわけ  
でございますが、その場合には、前回の先生の御  
質問にもお答えいたしましたように、中公審の答  
申で示されております線は、一方におきましては  
労災保険その他社会保険制度の給付水準である  
いわゆる六〇%水準というものと、他方におきま  
しては裁判例等で示されております水準というもの  
との中間あたりが妥当であろうという中公審の答  
申でございまして、その方向で検討いたしたい  
と考えております。

○中島委員 なぜ一〇〇%支給という道をとらな  
いのでしょうか。  
○船後政府委員 基礎としてどのようなレベルを  
選ぶかという点につきまして、中公審の審議過程  
におきまして、一方においてこれは民事責任を踏  
まえた補償ではございますけれども、やはり制度  
的に定型的、類型的に給付するというようなもの  
でございますから、たとえば労働基準法における

事業主の賠償責任とそれを制度化した労災保険制  
度というものの間に六〇%という一つの水準が  
あるというような事情を勘案し、他方におきま  
してはこの公害による被害というのは賃金労働者が  
職業上の地位に基づいて受けるであろう傷病とは  
違った面があるといったことを考えまして、労災  
の水準よりは高いのが妥当であろうという趣旨で  
ございまして、私どもこの方向において考え  
たいと思っております。

○中島委員 因果関係が明らかにあるということ  
でこの障害補償費が出されるわけですから、因果  
関係がはっきりしているとは申しさしうか、があ  
るという限りにおいてはやはり民事責任を十分踏  
まえて出す、つまり少なくとも一〇〇%は出すと  
いうのがほんとうの筋じゃないでしょうか。  
○船後政府委員 この制度におきまして、特に第  
一種の地域でございまして、これも先般御説明い  
たしましたように、制度としての因果関係は指定  
地域、指定疾病及び暴露要件という三つの要件に  
よって、いわば形式的、定型的に割り切ってお  
るわけでございます。制度上はそのような因果関係  
の推定を基礎といたしまして公害病患者というも  
のを認定するわけでございますが、それがいわゆ  
る民事の場合において、たとえば裁判等におきま  
してそのままた法的な因果関係になるかどうか、こ  
れはまた別個の問題でございまして、裁判上の法  
的な因果関係とこの制度における因果関係の推定  
というものは差があると考えております。

なお、労災におきましても因果関係の点はもっ  
とはっきりしておるわけでございます。個々の  
労働者が職務上傷病にかかった場合には、労働基  
準法の規定によりまして事業主は無過失賠償責任  
がある。そういう労働基準法上の無過失賠償責任  
を踏まえて制度的に労災補償するというようなこ  
とになりますと、そこには賃金水準の六〇%とい

うものを採用するわけでございます。

○中島委員 「労働者の賃金水準その他の事情を考慮して」という、その「その他の事情を考慮して」というのはどういう意味でしょう。

○船後政府委員 障害補償の給付基礎額は労働者の賃金水準というものを有力なるよりどころにするわけでございますが、しかし先ほど私が申し上げましたように、この制度としての因果関係の割り切り、そういった特殊な事情がこの制度にはございます。そういった事情を考慮して定めたという趣旨でございます。

○中島委員 老人の場合にはどうなりますか。

○船後政府委員 通常、賃金統計は六十歳以上というところで一つの統計を設けておりますので、老人につきましてはこの階層によって基礎月額を定めたかと考えております。

○中島委員 実際にはどの程度でありますか。

○船後政府委員 これは四十七年の賃金構造基本統計調査でございますが、男子労働者の場合、六十歳以上になりますと、平均賃金の月額は七万五百円ということになっております。

○中島委員 この問題に関連して、ランクは一体どれくらいのランクにするという考え方ですか。

○船後政府委員 ランクの問題は二つございまして、一つは、年齢階層をどの程度のランクに分けるかということでございますが、この場合には大体五歳刻みというのを一つの目標といたしまして、なお十歳程度にこれをくくるかどうか、これらの技術的な点につきましては、中公審で御検討いただきたいと思います。

また、障害補償費には等級的な観念があるわけでございまして、その障害の程度に応じたランクというものがつきましては、労災保険あるいはその他の制度の例等を勘案しつつ、現在のところ三ないし四という症状のランクに分けるのが妥当ではなからうかということを検討を進めております。

○中島委員 そのランクは、最高一〇とした場合に最低は幾らになりますか。

○船後政府委員 症状等級のランクの最重症のところを一〇とした場合に、あとをどの程度の割合にするかということにつきましては、四日市裁判におきましては最も重いのを一〇〇、次を五〇、その次を三〇、第四番目をゼロ、このようにいたしておる例もあるわけでございますが、しかし、労災保険あるいは年金等におきましてはこれと違ったランクのウェイトがあるわけでございまして、いずれにいたしましても、ランクの数をどうするか、また、あるランクに収容されますところの症状の程度というものをどの程度にまとめるかということとの相関関係がございしますので、やはりこの点につきましても、症状等級のきめ方との関連から中公審で御検討願う予定でございます。

○中島委員 どうも、あまり具体的なことは結局中公審の答申を得なければわからないというお話なんです、これは差をあまりたくさん設けるといふのはよくないと思うのです。特に損害賠償という立場を踏まえるならば、労災などとはまるっきり違うと思うのです。そういう意味では、設けてもせいぜい二つ程度にすべきではないかと思うのです。そういうふうにはお考えにならないでしょうか。

○船後政府委員 症状等級を考えます場合には、やはり労働能力の喪失あるいは日常生活の困難度といったような考え方が基礎になるわけでございまして、理論的に申せば、これは階段状をなして分布しているわけではございませんで、普通のノルマルカーブでもって分布していると見るべきではございますが、しかし行政実務の点からいいますと、あまりランクが多過ぎますと実務的にはございせんので、私どもとしては、四日市等の例も勘案しつつ、三ないし四と考えておるのでございまして、御指摘のように、これらの点につきましては、実情というものを一方に置き、他方におきましては実際の運営ということを考えたからランクづけを考えていきたいと思っております。

○中島委員 遺族補償費の問題について伺いたいのですが、遺族補償費の標準月額、これは幾らになりますか。

○船後政府委員 遺族補償費の額につきましても、やはり障害補償の額と同様に全労働者の賃金水準というものを基礎に置くわけでございまして、しかし、遺族補償の場合には、やはり死亡者が死亡しなかったとすれば通常支出するであろうという経費を差し引いて逸失利益等を算出するのが裁判例をはじめすべてを通ずる慣例でございまして、その部分を控除する必要があるわけでございまして、そのようにいたしましてこの基礎月額を考へるのでございまして、そういった場合に、障害補償費と同様に八〇％という水準をまず考えまして、そして死亡しなかったならば支出するであろうという経費の割合、これは裁判におきましてもあるいは他制度におきましても大体三分の一程度というものが一つの水準でございまして、かりにこれを三割といたしますと、八割の七割というところで五六％ということも一つの線として考えられるのでございまして、遺族補償につきましても、障害補償よりは特に慰謝料的な要素を考へる必要があるという考え方もございまして、初めの部分を一〇〇％に置きまして、その七〇％、したがって、結論といたしましては七割というふうな給付水準が妥当ではないかというふうな考え方もあるわけでございまして、いずれにいたしましても、これらの点につきましてはさらに中公審でもって検討を続けていただきたいと考えております。

○中島委員 中公審でやられるというのはわかりませんが、政府の考えとしてはどちらをとられる考えですか。

○船後政府委員 環境庁といたしましては、やはり遺族補償費の場合には特に慰謝料的な要素というものを重視する必要があるかと考えておりますので、でき得れば七割近い線ということでまとめたいと考えております。

○中島委員 遺族補償の要件なんですが、たとえば結婚したらもう払わなくなるわけですね、この

制度で書かれておりますことは、これはなぜそういうふうになされておられるのかということについて伺いたいです。

○船後政府委員 遺族補償費を制度的に支給いたします理由は、やはり被認定者の死亡によりまして残された遺族の生活の安定というところにあるわけでございまして、遺族補償を受ける遺族の範囲といたしましては、生計維持関係にあったというところを中心に考えておるわけでございまして、したがって、配偶者の一方が再婚いたしますれば、その時点から新たな生活が始まるわけでございまして、遺族補償費は、一応その方につきましてはそのときをもって打ち切る。ただし次順位者がおりますれば、それが転給されていくということになるわけでございまして。

○中島委員 損害賠償という考え方を貫くならば、結婚をしても遺族補償費が払われるのが当然だと思ふのです。私はむしろそういうふうにするべきではないかというふうに考えるのですが、いかがですか。

○船後政府委員 遺族補償費を支給する趣旨が先ほど申し上げましたようなことでございまして、やはり配偶者につきましては再婚ということによって別の生活が始まるという時点でもって打ち切るべきである。したがって、その他の次順位以下の遺族がおりますれば、当然その者に遺族補償費が行くという体系をとるほうが妥当であると考えておるわけでございまして、なおまた、遺族補償を受けておりました、他に遺族補償を受ける遺族がもういなかったというような場合には、その際に遺族補償一時金というものを支給することといたしております。

○中島委員 この法律が施行される前に死亡した場合に、遺族補償費は出るのでしょうか。

○船後政府委員 この法律はこの法律施行の際に存する損害というものを対象といたしてございまして、法施行以前に死亡された方につきましては、制度としての補償給付は支給することはできません。

○中島委員 しかしこれは非常に大きな問題ですね。遺族は生きていくわけですから、それで、この法律がかりに来年の七月一日に施行される、仮の話ですが、ということになるとする。六月の三十日になくなる。そうするとこれは遺族補償費は出ないわけですね。ところが七月一日の日に死んだ、なくなつた、それは遺族補償費が出る。遺族は生きていくわけでありまして、これは非常に大きな矛盾だと思ふので、この問題を解決しようというふうな考えはあるでしょうか。

○船後政府委員 法律でもって制度的な給付を行ないます以上、どうしても法施行の前におきまして御指摘のような問題が生ずることはやむを得ないと考えておるわけでございまして、やはりこの制度は法律でもって特定の者に費用負担させる、それによって得ました財源でもって給付をするという仕組みでございますから、法律施行日以後にある損害というものを対象とせざるを得ない。なお、法施行以前の損害につきましては、これは法律がなかった時期の状態でございますから、やはり通常の民事的解決のほうはないかと考えております。

○中島委員 これは法律上からいえばどうしてもそうなるでしょう。しかし遺族にしてみれば、きのうなくなった遺族もきょうなくなった遺族にしても同じだという問題があるわけですね。これを法律的に救済をするかあるいは別の方法で救済をするかというふうな意思はありませんか。

○船後政府委員 法律をもつて制度的な給付をする以上、法施行日前後の問題は本法のみならず労働保険につきましても法律施行のときに存したわけでございますので、この点につきましては法律的に解決することはできないと考えております。

○中島委員 介護加算の問題について伺いたいと思ふのです。これは一体幾らを予定されておられますか。

○船後政府委員 介護加算は、介護を要する状態にあるというところに着目いたしまして、特に重症の方に上積みをする給付でございますが、現行の

介護手当では最高の場合に一万円でございまして、この一万円という額は社会保障体系から一つの額が出ておるのでございまして、私どもはこの制度に關してはそれの二倍程度というものの介護加算を考えております。

○中島委員 それをもっとうんと多くするということはできないでしょうか。もっと考え直してみよう必要があるのじゃないかと思ふのです。実際には公害病で非常に苦しんで、どうしても介護を必要とするという場合があるわけですね。ところがいまのお話ですと、現行の約二倍ぐらい、つまり二倍といふことになりまして、それで実際にはほんとうの介護を行なうことはできないわけですね。この辺は考え直すという意思があまりかどうか、伺いたいと思ふのです。

○船後政府委員 金額につきましてはやはり一つのバランスというものはあるわけでございまして、私どももいたしましては現在、社会保障的な観点から、あるいは損害補償的な観点から実施されております諸制度における給付の額というものを勘案いたしまして、これに公害の特殊性を加味して、できるだけ有利な額というものを考えたいと存じておりますけれども、現在のところ二万円程度というものがやはりバランス上妥当な額ではないかと考えております。

○中島委員 ごく最近ですが、きょう調印が予定されておりますイタイイタイ病の患者の皆さんと三井金属鉱業株式会社との間で、いま私が申し上げましたこの問題について調印されるということになっております。すでに合意を見ております。これによりまして、介護手当七万五千円、実質七万五千円、このことを三井金属は認めているわけでありまして、私は七万五千円が額として適当であるというふうには申すわけではございませんけれども、少なくとも介護には一人前の賃金、一人前の給料、それだけを払うというのが私は当然ではないかと思ふのです。バランスということを言われましてけれども、実際にかかるのは人間一日分これ

だけしかかるわけですから、これをやはり盛り込む、そういう額にするという考え方をとらなければならぬのじゃないか。いま申し上げましたようにイタイイタイ病の患者と三井金属との間で交渉を結ぶ、これを実際に下回るといふようなことは、現実の問題としてきわめて不適当なことだと思ふのです。どうでしょうか。

○船後政府委員 イタイイタイ病患者と三井金属との協定内容につきましては、私もけさの新聞で承知したわけでございまして、まだ詳細に存じておりません。しかしイタイイタイ病の例のほかに、最近要結いたしました水俣病に関する例もあるわけでございまして、あるいは新潟水俣病に関する例もあるわけでございまして、これらのいわゆる自主交渉と申しますか、加害者と被害者が直接民事の問題として解決するに際しましては、給付の項目もそれぞればらばらでございまして、給付のレベルもばらばらでございまして、しかしこれはやはりばらばらであるところにそれぞれの実情に即した具体的な解決がなされているものと私どもは考えるわけでございまして、これに對しまして、この制度におきましては、やはり個々の特殊事情というものを一応捨象いたしまして定型的な給付をするというものでございまして、イタイイタイ病あるいは水俣病等の例は参考にはさせていただきますけれども、そのものを直ちにこの制度に取り込むということは問題があらうかと考えております。

○中島委員 実際には介護を必要とするという場合に、それではこの制度に期待している人たちの要求を満足させることができないと思ふのです。それでもやはり二万円程度というふうな言い張られるわけですか。いまここで新しい制度を設けるといふ場合に、それはイタイイタイ病という個々の問題ではなくて、全国の患者の皆さんの期待にこたえる、そういうことこそ必要だと思ふのです。そういう点からいへば、私が申し上げましたイタイイタイ病の場合は一つのケースでありまして、しかし、そこにあらわれているものはやはり

全国の公害病に苦しんでいる人たちの問題でもあるわけですから、そういう観点からもう一度これを見直してみたら、この二万円では介護ができるかどうか、これは道理だと思ふのです。不可能だと思ふのです。ここでこの額をもっと引き上げるという方向、実際にかかる費用を支払うという必要があるのじゃないかと思ふのです。これを妨げる理由というものは何かあるでしょうか。バランスということをお願いいたしたけれども、これを妨げる理由は何があるのでしょうか。

○船後政府委員 先生はイタイイタイ病の例を言っておられるわけでございまして、他方水俣におきましては介護手当は別の角度でもって要結しておるわけでございまして、しかし、水俣の場合には、この介護手当のほかに、たとえば特別調整手当という給付項目がございまして、結局全体として補償額というものをながめまして、そこにはおのずから一つのバランスがあるのではないかと、かように考えるわけでございまして、ところで、この制度においていろいろな給付項目を定め、そのレベルを考へるにあたりましては、先ほど来申しておりますように、加害、被害というものの特殊事情というものを捨象いたしまして、平均的、定型的なところで給付項目を定めるといふのでございまして、私どもは介護手当の額もまた療養手当の額あるいは障害補償費の額というものを総体といたしまして一つの給付レベルを考え、そして他事業における同様の制度的な給付レベルというもののバランスを十分に考えてまいりたいと思っております。

○中島委員 考え方としてはやはり私は納得できない。実際に必要とする額を支払うということが考へる中心にならなければならないんじゃないかと思ふのです。これはイタイイタイとあるいは水俣とかいう個々の問題というのではなくて、全体としての考え方の上からいってそうなければならぬと思ふのです。この富山における交渉の中で三井金属がどういうことを言っているか、三井金属はこういふことを言っております。それは、

今度の契約を時限的なものにしてほしい、新しく法と政令ができることに期待をしているというところを言っておるわけであります。つまり法できめられる給付が非常に安くできるといふ、そういう自信のあらわれでもあるし、また許さるべき企業としての態度でもないと思うのです。この点、長官、どうでしょう。こういうふうな企業の方、また企業の今度できる新しい制度についての期待がまさにそこにあるという、そしていまお話を聞きますと、介護手当は二万円程度を考へておられる、どうお考えになりますか。今度できる制度というものはほんとうに国民の期待に沿うものでなければならぬ。ところが実際には企業は、もう自分のところは契約はするけれども、しかし、時限的なという意味は、今度の新しい制度ができるまでの間のものにしてくれ、そして今度新しくできるものではなく押えてくれるに違いない、だからこの新しくできる法律と政令に期待をしておる、こういうふうな言っておるわけであります。

これは私は二つの問題があると思う。一つは、企業の態度としてこういうことは一体どうなのか、許せる態度なのかどうか、それからまたこの法が持とうとしておるものが国民の期待にほんとうに沿えるものになっているかどうか、この二つの問題が提起されておるのだと思うのです。いかがでしょう。

○船後政府委員 私は三井金属の当事者がどのようなことを言っておるかよく存じておりませんが、ただ、この制度とそれから個々に民事的に解決された額との関係について申し上げますと、特にイタイイタイ病のような場合には、これは第二種地域にかかわる疾病に相当するわけでございます。これらにつきましては補償が行なわれておりますれば、この制度といたしましてはその限度におきましては何らの給付もしない、ただ個々に民事的に解決されております補償の額がこの制度の給付よりも低いという場合には、この制度はその差額を行ないますけれども、原則といたしましては、大體民事的な解決というものに譲るといふ考え方でございます。

○中島委員 長官、どうですか。○三木国務大臣 企業側としていろいろこの制度に対する評価はあろうと思ひますけれども、この制度自体はやはり公害病の患者というものを中心にして患者に対するできるだけ迅速な補償の問題を解決したい、こういう法案の趣旨でありますから、企業側としてこの法案に対していろいろな評価をいたしまして、そのことがこの法案の本質自体に対して影響を持つものではないと思ひます。

○中島委員 もっとりっぱな答弁が出てくるかと思ひましたけれども、どうもそうじゃないですね。

これに関連をしてもう一つ私は思うのですが、今度新しい制度でいろいろな給付がきまつてくる、これに加えて実際はこれで満足ではない、いまの介護加算の問題にしましても、満足でないということは事実だと思ひます。だとするならば、今度の新しい制度に加えて、それぞれの自治体で付加給付ができる、しかもその付加給付の財源は当然のことですが、企業から取る、こういう道を開くべきじゃないかと思ひます。どうでしょう。

○船後政府委員 地方公共団体におきまして、それぞれの実情に即しまして、この制度とはまた別に給付をおやりになるのは、この制度は何ら妨げるものではございません。

○中島委員 認定問題について伺います。認定の効力の問題なんです、現行法は認定時ですね、今度の新法の案は申請時となっておりますが、実際には病気がもつと前からあった、もつと前から公害にやられていたということを考えるならば、さらに進めて病気の初発時、ここから給付を行なうというのが正しいのではないかと思ひます。そういう意思がおありかどうか。

○橋本説明員 いま先生の御質問の効力の問題でございますが、この制度におきましては御指摘のように申請時にさかのぼるということでございます。

す。これは法律上の権利の問題を認定審査会で審査をするために受け付けたその日において、認定審査会があとで有効と認めたときに、その日から権利を発生するというところでございまして、その前にさかのぼってやるといふことは、この制度では残念ながらできないという形でございまして。

○中島委員 その理由は、どういうわけですか。○船後政府委員 これは制度としての給付でございまして、たとえば社会保険のように保険関係に入るといふときからいふ受給資格が発生するという仕組みがとれないわけでございます。あくまでも被認定者の申請のときという時点から権利、義務の関係、この制度上の給付に関する権利、義務の関係を発生させるという仕組みをとらざるを得ないわけでございます。医学的な意味における病気の初発というところにつきましては、これは時点の押え方というものが非常にむずかしい、確認できない問題でございます。したがって、指定地域における患者さんといいたしましては、できるだけ早く申請をしていただくというところが、法の趣旨に沿うものじゃないかと思ひます。

○中島委員 それはよくわかりませんね。よくわかりませんし、もつと救済を広くやるということから言えば、ここでそういうふうな法律で定めればできることじゃありませんか。申請時じゃなく、もつとさかのぼって、病気が実際に発生したときから救済するということは、法律で定めればできることじゃありませんか。

○船後政府委員 いずれにいたしましても、これは法施行日以前にはさかのぼり得ないわけでございます。法施行日以後の問題でございます。そういったしまして、法施行日以後におきまして指定地域、指定疾病を指定するわけでございますから、それ以後に患者さんの方々はすみやかに申請していただく。その申請の時点をもって権利、義務関係の時期、時点とみなすという制度をとるのが、この制度の運用といたしましては最も妥当な方法である、かように考えております。

○中島委員 申請のときにはすでに指定地域の外に移っていた、指定地域外に移っていたという場合、しかし必要な要件は全部満たしているというときには、これはどこに申請することになりますか。○船後政府委員 認定は申請の当時に第一種地域内の区域内に住所を有しておるといふ場合に限るわけでございます。ただ例外をなしますのが、指定地域に住所を有していても、一定の要件に該当する通勤、通学をしていったという場合には、申請当時指定地域内に住所を有していなくても申請ができるわけでありまして、それ以外の場合には申請ができないということになります。

○中島委員 そのときにどこに申請するのですか。○船後政府委員 申請ができないということでございます。

○中島委員 診療方針の問題について伺いたいです。これは結局環境庁長官が定めるといふことになっていくのですけれども、議論は省きます、時間の制約もありますので。私は、この問題に關しては、主治医が判断をする最も患者に必要と思ふ治療の方法、方針を加える、治療を行なうというのが妥当なのではないかと思ひます。どうでしょう。

○橋本説明員 御質問の趣旨は、主治医が判断をした治療は認めるべきであるということでございますが、この診療方針及び診療報酬の中で特別な治療方針を出そうというふうな考え方は全くございません。ただ基本的な診療方針の体系をどうきめるかというところの問題でございます。この点につきましてはこの法律の施行までに診療方針体系をつくるべく、一つは現在社会医療調査というのを開始しようとしておりまして、現行救済法の対象となつて治療しております患者さんの病気の現在の健康の例による医療の実態を調べまして、特にこの点につきましては呼吸器系の疾患という点におきましては指定地域以外でもある疾患

でございますから、特殊な疾患ではございませ  
ん。そういう意味で、呼吸器系の疾患の場合には  
社会医療調査の結果というものが非常に具体的なそ  
の基礎になるというぐあいに考えております。

そのほかの第二種の疾病につきましては、かな  
り特殊な病気でございますが、しかしこれとても  
社会医療というものでございまして、やがてこれと  
いうことがわかると思っております。

もう一方は主治医の意見を集めるということ  
で、医師会を通じて委託費を出しまして、現在  
の健康保険の診療でできないというような問題  
はどこにあるのかということと全部整理をいたし  
まして、その両者あわせて、公的医療としての労  
災の体系というのは、医療そのものとしてはこれ  
と全く似た制度でございまして、そのほかのこと  
も勘案しながら、診療方針をきめたいというよう  
な考えを持っております。

○中島委員 いまの答弁の、あとのほうの答弁  
は、つまり労災以上に診療方針を行なう、労災を  
下回らないというふうに理解していいですか。

○橋本説明員 労災とこの医療との違いがどこに  
あるかという問題がございまして、たとえば空気清  
浄化病棟等におきましては、労災法としてはこれ  
を扱っていないというふうに承知しております。

そういう特殊なものはこのほうが新たなものが  
出てくるということであらうと思っておりますが、こ  
う一般的な、いずれにあっても共通の医療という  
ものにつきましては、やはり均衡問題も考える必  
要があるかというふうに思っています。

○中島委員 費用の問題についてなんですが、こ  
の費用に対して協会に対して公費の補助金を出す  
ということが述べられている。また地方自治体の  
事務費に關しても公費の負担が行なわれる。しか  
も公害福祉事業については企業は二分の一しか持  
たない。こういうふうになっているのですか。

ところが企業はこの問題についてどう考えてい  
るかという問題ですが、企業はこの制度のことを  
これは一種の保険だというふうに考えているわけ  
であります。前に私が長官に質問をしたことがあ

りますが、例の「商事法務」という雑誌に載っ  
た、経団連の常務理事菅元彦氏、この人がやはり  
同じようなことを述べているわけでありまして、今  
度の新しい賠償保障制度、これはどういう機能が  
あるか、二つの機能がある。一つは紛争を抑止す  
る効果がある。もう一つは経営の安定効果であ  
る。これはいわゆる民事責任の一部を免責されて  
肩がわりされる一種の保険のような効果があると  
いうことを述べているわけでありまして。

これは経団連の責任ある人です。経団連の責任  
ある人がこういうことを述べている。私は、この  
制度について企業が保険だという感覚、こういう  
感覚を持って臨んでいること、これは全く違うと  
思います。こうあつてはならないはずで、長官  
いかがですか。まず最初にこの問題について伺  
いたいと思います。

○三木国務大臣 菅氏がいう、それが私はこ  
の制度に対する一般的な企業の取り組み方だとは  
思わないのです。やはり企業の側においてもいろ  
んな人があつて、そういう菅氏がいうような意見  
を持つておる人もおるわけですが、この制度の評  
価について一般的な企業の受け取り方は菅氏と同  
じ見解だとは私は思わないのです。

○中島委員 保険会社の事務費負担はだれが負担  
されますか。

○船後政府委員 私は民間の生命保険なり損害保  
険につきましては詳しくございませぬけれども、  
保険会社は保険料を集めて保険事故が生じた場合  
には保険給付をするという営利事業として行  
なつておるわけでございます。したがって、  
保険会社の事務に要する一切の費用というのは当  
然それは保険料の中に含まれていて、こういうこ  
とになつておるわけでございます。

○中島委員 国は補助いたしておりますか。

○船後政府委員 通常の生命保険にいたしまして  
も火災保険にいたしまして、これは通常の経済  
行為でございまして、何らの補助もございませ  
ぬ。

○中島委員 協会に国がなぜ補助をする必要があ  
るのでしょうか。企業は先ほどから申し上げてい  
るようにこういう考え方です。しかも責任ある人が  
こういう考え方を持つて臨んでいる。なぜ公費を  
出さなければならぬ理由があるんですか。

○船後政府委員 民間の私的保険に對しましては  
これは国と何ら関係がございませぬから当然国の  
補助金あるいは公費というものはないわけござ  
います。しかし先生も御承知のとおり社会保険の  
体系ということになつてまいりますと、健康保険  
にいたしまして、年金保険にいたしまして、  
それぞれ給付費のみならず事務費というものはす  
べて公費が入つておるわけでございます。それ  
はあくまでも健康保険なり年金保険の公的な性格  
あるいは社会保障的な性格というものに着目いた  
しまして、それぞれ実情に応じて公費を負担して  
おるというふうな仕組みになつておるわけござ  
います。したがって、この制度は経団連の方  
がどのように受け取られておりましたとも、こ  
れはもう保険制度では全くないわけでございます  
で、あくまでも公害被害者に対して迅速なる  
制度的救済をはかり、そのために原因者から汚染  
の寄与度に応じて賦課金を徴するという仕組みで  
ございまして、保険の場合とはどうであるからと  
いうことはこの制度に何ら関係がないと考えてお  
ります。

○中島委員 つまり汚染者が、原因者が一〇〇％  
負担するのがほんとうじゃないでしょうか。公  
費負担をここにかけるといふことは、やはり汚染  
者が責任をもつて払うという立場からいふなら  
ば、公費負担ではなくて汚染者に一〇〇％負担さ  
せるというところが当然ではないかと思つてい  
ます。

○船後政府委員 汚染原因者が一〇〇％負担すべ  
きであるというものの考え方は、これは給付の費  
用につきましてもすべて原因者の負担とするとい  
うことでもつて貫いておるわけでございます。し  
かしこの制度はあくまでも国が法律をつくり、そ  
して被害者の迅速なる救済をはかるという国の公  
害行政に対する一つの責務というもののからこの制  
度を組み立てておるわけでございますから、こう

いった制度の運営そのものに要する費用について  
公費を負担いたしますことは、汚染原因者が給付  
費用をすべて負担すべきであるという考え方と何  
ら矛盾するところはないわけでございます。こ  
の点は労災保険あるいは一般の社会保険に對する  
国の事務費負担というものとほぼ似通つたような  
関係にあると考えております。

○中島委員 これはあまり論争をしなくてももう  
はつきりしている問題でございまして、公害の原因  
者が一〇〇％負担するといふことは私は当然なこ  
とだと思つております。これは給付に關してはそう  
あるけれども、あとの事務費は国が持つてもよろ  
しいというのではなくて、やはりなぜかといふこ  
とをしなければならぬとなつたのかといふことを  
考えるならば、いわばこれは何も国がそうしなけ  
ればならないという理由はないわけでありまして、  
そういう制度を国が設けるといふことはこれは当  
然だと思つておるわけでも、しかしそれら一切の  
給付だけではなくて運営にかかる費用も、やはり  
原因があつてこういうことをやらなければなら  
なくなつたわけですから、原因者が持つていふのが  
私は当然だと思つておりますが、そういうふうにお考  
えにならないでしようか。また公害福祉事業とい  
うことにつきましても、私はこれは当然じゃない  
かと思つて。なぜかといふことをやらなければなら  
ないのかといふことの根本を考えれば、これはや  
はり企業の発生させた公害によつて問題が生じて  
きておるわけですから、そこが責任を持つて一〇  
〇％出すといふのはこれはまた当然じゃないか。や  
はり公害をなくさなければならぬし、公害によ  
つて痛められた健康の回復をはかるという責任  
はだれにあるか。これはやはり原因者に責任があ  
ることは間違いないことだと思つております。そ  
ういふ点からいへば、これらの問題は全部企業が負  
担をするというふうな考え方こそが当然なん  
じゃないだろうかといふように考えるわけですか。

○船後政府委員 この制度に公費がいかに負担す  
べきかといふことにつきましては、中公害でも大  
いに議論があつたところございまして、給付費



用の面につきましても、たとえば公害が激化してこれによって健康被害が起こるといふようなことにつきましても、単に企業の責任のみならずあるいは立地政策あるいは都市計画における国、地方公共団体の責任があるではないかという議論もあつたものではございませんけれども、しかし私どもといたしましては、やはり直接に有害物質を排出したその原因者に負担を求め、それでもって給付をまかなうのが妥当であるといふことから、給付費用の一切につきましてはこれを原因者の負担とする体系をつくつたわけでございます。

この点は議論にわたって恐縮とは思いますが、労働者保護の場合のごときには公害とは違ひまして、労働保険の場合のごときは公害とは違ひまして、全く一つの職場というものにおきましての事故でございます。そういったものにつきましても、現在給付費用の一部あるいは事務費の一部につきましても公費負担が行なわれておるわけでございます。これにつきましても労働者保護といったような観点あるいは助成的な観点、あるいは国がこれを創設し管理しておる制度であるといふたような観点から、現在公費による負担というものが一部行なわれておるわけでございまして、それらのことを勘案いたしますと、この制度におきまして国が一つの仕組みをつくりこれを企業に強制して金をとる、そういう制度を運営する費用そのものは、国及び地方公共団体の責務といたしまして、この事務費は概半負担するということが、いわゆるPPPに照らしましても差しつかえがない、かように私は考えております。

○中島委員 私は違ふと思ひますが、きょう、ここの議論は、これ以上やしません。

次に、企業から賦課金を取るというだけではなくて、別の法律を定めるという問題が出されておりますが、この別の法律ができない間は企業が100%持つのでしょうか。

○船後政府委員 この制度の費用負担は、あくまでもSoあるいはNo.といたつたような有害物質の排出の量に応じて負担させるという考え方でございまして、でございますから、現在客観的にこの大気の

汚染に寄与しているものにつきましては、大規模な固定発生源のほかに、自動車等の移動発生源あるいは零細な固定発生源の全体としての寄与、これは無視し得ない率でございますから、これらから費用負担を求めたい。ただし、これはまことに申しわけないのでございまして、現段階におきましては、税制にも触れるようなこのような負担の求め方ということにつきまして結論を得ることが困難でございますので、問題を四十九年度予算編成時に、税制等との関連も考えつつ結論を得ることとしたのでございまして。

この制度は、公布の日から一年以内に施行するということになっておりまして、この一年の間、私どもは症状等級の問題とか地域指定の問題とか、種々の具体的な問題を詰めてまいりまして、その間におきまして、別の法律に定める賦課というものを確定いたしましたので、それによつて必要な財源を求めたいとございまして、制度の実施には何ら差しつかえないと考えております。

○中島委員 別の法律ができなかつた場合には、どうなりましようか。つまり、企業が必要な費用を100%持つということではましようか。

○船後政府委員 この法案の四十九条の第三項におきまして、第一種地域にかかる費用負担につきましては、汚染負荷量賦課金と、別に法律で定めるところにより徴収される金員の配分比率というものを定めておりますから、かりに、別に定める法律が施行日までにできない、かように仮定いたしましたとしても、すべてを汚染負荷量賦課金のほうに押しつけるということではできないわけでござい

ます。

なお、そのような事実がかりに摩擦的に生じたといひますれば、この協会は借り入れ金規定がございまして、ごく短期間ならばそれでございまして、対処し得る道も考えられます。しかし、恒久的にはそれは対処し得ないわけでございまして。

○中島委員 企業がイヤだ、この法律でこういうふうにきまつていふじやないか、それはイヤだといふふうな言つた場合にはどうなりますか。これ

は論拠があると思うのです。企業の側がイヤだと言ふ論拠があると思うのです。そうした場合にはどうなるかということですが。

○船後政府委員 企業全体としてイヤだということはないと私は確信いたしておりますけれども、しかし、この汚染負荷量賦課金の徴収は、これもまたある程度の制度的切り切りを行ないまして賦課するわけでございまして、個々の企業にとりましては、あるいは異論があるかもしれませんが、しかし、この汚染負荷量賦課金は、あくまでも法律上強制徴収権のもとに徴収するものでございまして、最終的には国税滞納処分の例に準じて徴収するという仕組みになっておるわけでござい

ます。

○中島委員 いや、必要な額がありまして、しかも別に法律で定めるところも負担するということになっておるわけですね。そうなんでしょう。そういう場合には、いまここでやつておる法律が通る、ところが別の法律が通らないということになった場合には、先ほどのお話でも、100%企業に持たせろということではないわけでしょう。そうすると、必要な財源が足りなくなつてくるというところが当然あるわけですね。それを防ぐためには、借り入れ金というふうなこともやるというお話でしたけれども、しかし、そんなことをするのはいやだといふふうな企業が断つてしまつたという場合には、財源不足のままになるのではないだろうかという質問なんですけれどもね。

○船後政府委員 別に定める法律がかりに法施行の日までに間に合わないという場合に、それがごく短期間でございまして、借り入れ金規定というところで一応資金的には泳げばございまして、これは恒久的には絶対に泳げません。したがいまして、どうしても別に定める法律というものをつくりまして、国会の御審議を得まして、この制度が財政的に強固になるように私どもとしてはつとめますし、またお願いしなければならぬ点でござい

ます。

○中島委員 今度はこの別の法律のことに關して

なんです、主として移動発生源である自動車、これはどういふ取り方をされる考えを持つていらっしゃるのかということ伺ひたい。

○船後政府委員 別に定める法律の対象となりましては、代表的なものとしては自動車等の移動発生源がございまして、しかし、小規模な零細固定発生源もあるわけでございまして、個々の発生源をとつてみますれば、自動車も、またそういった一般家庭も、排出量そのものといひましては大差がないという性質のものでござい

ます。そこで、こういう零細な発生源に、実情を無視して申しますれば、理論的には個々の汚染物質の排出量に応じて取るということになるわけでござい

ますが、これはメーターを各自動車に備える、あるいは各家庭に備えるということとは、技術的にも経済的にも不可能でございますから、それはできない。そういったものと、あとは大気の汚染に対する寄与度をあらわすものとして何が一番妥当な尺度であるか、基準であるかということになってくるわけでござい

ます。そこで、中公案の審議過程におきましては、一つのものさしといたしましては、そういう汚染物質が発生する原因物質であるところの原料といたつたものに着眼して取ると、うのが比較的妥当な近似的方法ではないかという御意見と、いま一つは、やはり個々に発生するものに着眼して、自動車については、たとえば自動車重量税のように個々の自動車から税金を取るという仕組みがあるから、そういった仕組みに準じて取れるではないかという御意見もあつたわけでござい

ます。しかし、いづれの家をとるにいたしましては、これは排出量そのものを正確にあらわすものでございまして、それと長所、短所といふものがあるわけでござい

ます。さらにまた油にいたしましては、自動車にいたしましては、現行税制上かなり複雑な税体系になっておるわけでございまして、これらの税体系との関連も考えねばならないというふうな事情がございまして、結論を得るに至らなかつたのでござい

に定める法律によって賦課金を徴収しなければこの制度の財政は成り立たないわけでございますから、私どもは四十九年度予算編成時というのをデッドラインと考えまして、結論を得べく努力する所存であります。

○中島委員 移動発生源である自動車の場合を考えてみた場合に、燃料に着目するからいはい自動車重量税のようなことに着目するか、その二つのうちのいずれかをとる、答申自身がそうなっているわけですが、これは自動車のメーカーに持たせるといふことも一つの考え方だと思つて、私はどちらかといえば自動車のメーカーに負担せよという考え方がいいのじゃないかと思うのですが、この辺はいかがですか。

○船後政府委員 中公審の答申におきましては、代表的な二つの方法を書き並べたのでございませう。もちろん討論の過程におきましては、先生の御指摘のように、そもそも製品そのものに着目して、自動車という製品に着目して賦課金を取るという方法も考えられたのでございませう。同じような発想を用いますれば、たとえば小型のボイラーでございませうとかあるいは種々の汚染物質を出すようなストーブでございませうとか、そういうものにも着目して取れるではないかというように発想もあつたわけでございます。もちろんこれらの発想も含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○中島委員 時間も過ぎておりますので、これでは最後にしたしたいと思います。

この法律の施行期日の問題なんです、今度通ると仮定した場合、来年の七月、これは全国の患者の期待というように考える、この施行をもっと早めるというようにすることができないかどうか。私どもはもっと早めてほしいと思つて、いや、年内に発足できるんだというように言つたわけでもありますが、環境庁のほうからいへば、年内に発足できるんだというように言つたわけでもありますが、また来年の四月までには、もう三月一ぱいには施行できるようにしたいというように言つておられる

という話も私は聞いております。そういう話があったからこうだと言ふんじやありません。そうじゃなくて、国民の要望というのを考えるならば、施行の期日について再考してみようという気があるかどうか、これは長官の御答弁でよろしくありませんか。

○船後政府委員 長官がお答えいたします前に、私から事務的な御説明を申し上げたいと思つて、

私もこの制度の本格的な準備に着手いたしましたのは、昨年のいわゆる無過失損害賠償法案が成立いたしました以後でございまして、通常この種の賦課と給付とあわせ持つような制度をつくり出すためには、従来の例ではやはり何年という年月がかかったのでございませう、問題の緊急性にかんがみまして、おそくはなりましたけれども、ようやくこの国会に間に合うように提出をした次第でございませう。しかし、御指摘のように法令に譲つております事項がきつめて多いというの、やはりこの制度の性格上、たとえば症状等級の問題でございませうとか地域指定の基準でございませうとか、こういった問題につきましてはなお専門的に詰めねばならぬ問題が残されておるわけでございます。でございませう、私どもはそのためには最小限法律の成立以後一年の準備期間が必要と考えておりますけれども、もちろんこれは全国の被害者に待望されておる法律であらうと考

えますので、私どもはできるだけ作業は急ぎたいとは考えておりますけれども、しかし年内に実施できるあるいは来年の四月にはできるといふことをこの段階ではお約束できないような事情にございませう。

○三木国務大臣 政令にゆだねておるような事項もたくさんあることは、なかなかやはり検討を要さなければならぬ問題が残されておることでもありますから、私としても七月というのは事務当局としてはもう少し時間をとりたかつたのでしようが、七月から実施したいと私は答弁をしたわけでございます。準備ができ次第、一日も早くこれを

実施することは全患者の人々の希望でもありますから、できるだけ早めたいと思つていますが、いまのところは七月と考えておる次第でございませう。

○中島委員 終わります。

○佐野委員長 島本虎三君。

○島本委員 これは長官もおりますが、今回この公害健康被害補償法案を提案した。いろいろいわれておりますが、時期が切迫してから出した。長年月、たとえば二年間ぐらい猶余があつたにもかかわらず、そういうような状態で出した。出されたそのものを見ても、これはもう性格がはたして被害者の救済に重点を置いておるのか、加害者の共同防衛組織的な自衛組織のほうに重点を置いておるのか、いままでの質疑を聞いておつても何かな私にはもう疑問を感じるようになってきた。この真の目的はどちらにあるのですか。長官。

○三木国務大臣 公害問題に対して非常に見識を持たれておる島本委員は、そういうような疑問はひとつどうか晴らしてもらいたい。これはあくまでも公害病患者、しかも訴訟ということになれば長年月を要します、因果関係も明白でない場合もありまうから、迅速に公害病患者を救済をしたという趣旨、これがこの法案を、いろんなむずかしい問題を含んでおるにもかかわらず国会に提出をいたしましたして御審議の促進を願つておる理由でございませう。

○島本委員 早く救済したい、迅速に救済したい、裁判にかければ長くなるから、そのために低い率で、そしてこれではまんせいというように意味が入つておるならば、これは決してほんとうの救済にはならない。司法裁判のほうへ行きなさい、それでなければまんせいなさい、あめもしくはむち、その司法裁判のほうにいったら長くかかりまうよ、これでどうですかという、こういうふうないわば加害者の自衛組織のほうに重点が置かれるような、そういう意味は全然ないのかあるのか。またあつてはならないと私どもは思つておるのですが、いままでの質疑の内容を聞いても、長官ももうその点感しているのじやありませんか。

それは一体どうなんでしょうかね。やればやるほど私はこの点に対して疑問を感じ、深くえぐればえぐるほどその中の血の色が資本家的な血の色に変わつてきている、こういうようなにおいがするのでありますが、そういうようなおそれは全然ありませんか。

○三木国務大臣 この法案はあくまでも患者側の立場に立つて一日も早く補償の問題を解決したいというところでございませうから、島本委員が御指摘になるような加害者の共同防衛にわれわれが加担する考え方は毛頭ありません。

○島本委員 そうあつてはならないのです。しかし私は幾つかの疑念を長官を前にして言つてやらないと困るのです。

と申しますのは、先般学識経験者による参考意見の聴取がありました、長官はお聞きませんでしたけれども、われわれはその意見を聞いたその中で、いろいろ大都市の不特定多数の排気ガス、自動車や工場の汚染の寄与率がわかるかどうか、寄与率の算出方法について伺つてみたのです。その際、はつきりわかつてきたのは環境庁では汚染寄与率を自動車工業会発行のものに基礎を置いてやつておるわけなんです。もしこのような法律を出しても基本になるものは自動車工業会の都合のいいデータが基礎になつておるとするならば、これはどっちのためにやるといふことになりまうよ。長官、こういうような行政姿勢でいいでしょうか。

○橋本説明員 いま御指摘のありました点は、私どもは費用の負担のルールをきめます場合に汚染に対する貢献度を一体どこに求めるかということでございますので、それにつきましては従来非常に資料が乏しかったわけでございますが、アメリカの環境保護庁が出したもので、それから日本の自動車につきましては、いま先生の御指摘のように、従来大気局が自動車について使つたものは自動車工業会のものでございまして、また中には一部にはアメリカの出したもので日本の実測と合わないというものもございまして、一部はその

日本の実測で補正しておりますが、何ぶんすべてのものを日本の実測でやるというところまでは時間的にとりて無理であるということと計算をしたわけでございます。そういう御指摘もございまして、やはり将来できるだけ早く日本の実測に基づいてやるということはきわめて必要なことかと思ひます。実際の計算の成績から見ますと自動車工業会のもの、数字を使つてやつた場合には東京都下における窒素酸化物の放出量は約六割というところでございまして、東京都は約七割といつております。東京都は環境庁は四割といつておるといふ御指摘がありました。これは誤解でございまして、東京都だけの分について算出すれば約六割といふことになりまして、四割弱といふ数字は東京湾全体の数字ということとございまして、汚染は広域的なものであるということで、東京都だけのもので判断すべきではない、かように考へております。

○島本委員 自動車工業会はやはり工業会のためにいろいろデータを集めそれを利用していろいろじゃないかと思ひます。真に公正要当な、どこから突つかれてもいい、こういうような資料に基づいてやるのがやはり環境庁の態度でなければならぬ、東京都がそれをやっているとすれば、それを参考にしてもらうか、その資料によつてやつても決して環境庁は恥ではないはずであります。そういうような点ではどうも環境庁の姿勢もまずよくない。それだけじゃないです。いま長官が言った答弁なんです、加害者の共同防衛組織的に運営されてはならない、はつきりそう言つたし、私もそう思ひます。しかしこれはそういうような意味ではないならば、四日市の判決が出ましたが、その四日市判決、こういうような点では賃金の平均をとつていふこととありまして、労災の、平均賃金の六割といふ基準、それから平均の基準をとつて一〇〇%とするか一二〇%とする方がいいが、八〇%として、これは被害者のための一つの基準であり、被害者のための支給であるということはどうしても私それは理解

できないのです。一二〇%ならばそれは四日市の判決以上だといふことがいえると思ひます。八〇%で手厚くその点を十分に考へておりますといふことになるといふようなその論理が私にはわからないのであります。幼稚にしてわからないのかもしれないから、この際ことばではなく、わかるように説明してもらいたいと思ひます。これがわからないのは、被害者のためだといふことを幾ら口をすっぱくして言われても納得できない。被害者のためなら一二〇%、四日市が一〇〇%なら一二〇%見てやつて、今後四日市の判決以上の手厚い保護ができるのだから、あらためて民事訴訟のほうにいかなくてもいいだらうといふことが言えると思ひます。そうしないで、八〇%にしておいて、手厚いのだといふ押しつけになるかそれではまんせいといふようなこと、いふやうなやり方になるのじゃないか、こう思ひます。であります。が、こうならないといふそのメカニズムをはつきり教へてもらいたいのです。

○船後政府委員 この制度の給付水準の考え方は中公審の答申で述べておるのでございまして、中公審の考え方は一方におきましては、これは労災保険その他社会保険と同様に制度的な給付であるからそれらの水準を勘案する、このように申しております。例を労災保険にとりまして、これは労働基準法に基づくところの事業主の無過失責任というものを保険システムを用ひまして制度的に補償しようといふ仕組みでございまして、この場合には個々の労働者の賃金に對しまして六〇%という給付水準をとつておるわけでございまして、しかしこれが六〇%の給付水準をとつておるからといって、労災保険は労働者を保護する制度ではないと言えないわけでございまして、やはり一つの労働者を保護する制度といたしまして、労災保険は現在六〇%という給付水準のもとに補償しておるわけでございまして、しかし労災におきましても、制度的な給付でございまして、個々の障害、類型的な給付であつて、個々の損失があらばそれ目いたしまして具体的に特別な損失があらばそれ

はやはり当事者同士の交渉もしくは最終的には司法手続といふような民事解決にゆだねておるわけでございまして、こういう制度的な給付水準を一方に考へておる。しかし他方におきましては、公害による被害はこれは四日市裁判でも述べておりますように、労働者のように契約関係にあるものとは違つて、被害者は常時一方的に被害を受ける面もあるわけでございまして、このような特性といふものも他方においては考へる必要があるわけでございまして、しかし労災のような災害におきましては因果関係は比較的明白でございまして、ところがこの制度の中心をなす大気系の疾患におきましては、いわゆる非特異的疾患でございまして、個々に因果関係を確定することはきわめて困難でございまして、制度的な割り切りを行ないまして、一定要件のもとに患者を認定するといふ仕組みになつておるわけでございまして、そのようなこの制度の特性及び公害の特性といふものも他方に勘案いたしまして、そこで中公審は結論として、例で見られるような水準との中間において定めるのが妥当である、こう申しておるのであります。私どもも今後具体的にこの算定方法をきめるにあたりましては、この中公審答申の線に沿つて検討してまいりたいと思ひます。

○島本委員 社会保険や裁判例によつてやるのが妥当だと考へておる。問題はあなたの考へ方なんです。みんなこれは中公審のほうへやつてしまふ。それならばあえて聞くけれども、大気系の疾患、いわゆる非特異的なものは特に困難だ。——東京は困難であるかもしれないが、川崎、四日市はどうなんですか。川崎、四日市の場合には裁判ではほとんどこれが明確化されている。そういうような場合には、今後は明確にされたものに對しては手厚くなるけれども、黙つていふのは東京並み、ほか並みに低く押えるという結果になるんじゃないか。こういうようなことになりませんか。

○船後政府委員 大気系の疾患の裁判例は四日市の磯津地区の被害者についてのみあるわけでございまして、川崎、尼崎等につきましては現在そのような判決例がないわけでございまして、これらの場合に因果関係その他の立証がどの程度できるかという点につきましてはケース・バイ・ケースの問題とは思ひますけれども、しかし四日市の磯津の場合のように非常に高濃度の汚染といふものを客観的に立証する資料といふものは川崎とか尼崎を一般的に考へますと、非常にむづかしいのではないかと考へます。

○島本委員 四日市の場合にはもうすでに判例があるからそれだけども、川崎や尼崎の場合はそうじゃないといふことをはつきり皆さんのほうで考へていられるわけですか。

○船後政府委員 いやそれは裁判の問題でございまして、私どもは何らそのようなことは断定いたしておりません。ただ、川崎や尼崎のような場合には、因果関係を立証する点におきまして裁判上非常にむづかしい問題はあるのではないかと、かように考へております。

○島本委員 コンビナートの場合はほとんどその点はわかるじゃないか。四日市がそうならば、コンビナートでやつていふおぼろげなほうでも東京工業地帯でも同じ形態でしょう。そういう多量に、大気汚染の非特異的なこういう状態にあるものに対しては、困難だからという理由でそれは低く見てある。しかしながらコンビナートのほうではもうすでに判決があつたりしたところはいっぱい出ていふ。同じようなコンビナートがあるにもかかわらず、その辺はすべて全部下に見る、八〇%くらいに見る、こういうのだったら、はたしてこれは患者のため、被害者のためにあるといふことはつきり自信を持って言えないじゃないか。自信を持って言えますか。言えるならもう一回聞きます。

○船後政府委員 たとえば四日市の磯津地区以外の場所におきましても、当然因果関係の立証といふものは裁判上できる、私はかように思つております。したがひまして、先生が御指摘のように、



そういったコンビナートにおきまして、因果関係の問題も明白であり、かつまた特殊な損害というものがあつた場合には、これは当然今後といえども民事的な解決というものがあつたわけでございまして、そのことはこの制度は何ら否定しているものではないでございます。

○島本委員 その制度がそういうものじゃないというならば、今年の二月十四日に経団連の環境改善委員会から環境庁のほうに申し入れが来ておりますが、それはありますか。

○船後政府委員 どのようなメモであつたか、ちょっといま判明いたしておりません。

○島本委員 二月十四日、経団連環境改善委員会がまとめて中公害や環境庁に申し入れた。その見解については皆さんのほうに聞きたいのですが、申し入れられたのですか、申し入れられないのですか。経団連は双方に申し入れたといっているのです、中公害や環境庁に。

○船後政府委員 先生御指摘の資料というのは、中公害が昨年の年末に中間報告を発表いたしました以後、各方面から意見を聴取することにいたしました。経団連あるいは患者代表といった各方面から意見を求めたのでありますが、その意見を求めました席上で経団連のほうから説明資料として配付されたものではなからうか、かように考えております。

○島本委員 その内容はわかっていますか。

○橋本説明員 当時経団連の言いましたことは正確に全部は私は覚えておりませんが、概略をいま記憶をたどつて申し上げますと、一つは指定地域につきまして社会的に問題のあるようなところからやつてほしいということをお願いしておるわけでございまして、それからこの認定につきましては非常に厳重にやつてくれということをお願いしまして、特に公的医療機関だけにしほつて、そこでだけ審査をしてくれというような議論を申ししております。それから給付の点につきましては、経団連はそのときには児童の問題を全く触れませんでした、労災等を参考にしてきめてくれということをお願いして

おりました。それからもう一点、費用の点におきましては、経団連は従来の救済法で二分の一公費は見られておつた。そういうことを参考に、少なくともいままでの法律で見ておつた公費負担分くらいは参考として十分考えてくれるようにというふうなことを申ししておりました。また口頭ではございまして、燃料に対して負担をするというのはいやだということをお願いしておる、大体以上が経団連が申しおつた概要でございます。

○島本委員 私の手元にある資料によると、二月十四日に経団連の環境改善委員会がまとめて中公害や環境庁に申し入れた。①患者の認定やリンク付けは厳正に行い、②患者の認定を排除する必要があり、③地域指定は資金規模と関連する重要な問題であるから、患者が多発し社会問題化している地域を重点的に指定することとし、機械的な指定によつていたずらに地域拡大を招くことは避けるべきだ、④この制度の給付内容や給付水準にある程度慰安的な要素も加味する。補償費の給付水準は労災(所得の六〇%)と四日市判決(一〇〇%)の中間で検討する、⑤公害の発生には企業以外の原因も寄与しており、大気汚染系疾病には一定の割合で自然発生患者も含まれるので、相当程度の公費負担は当然である、⑥賦課金の徴収方法は汚染負荷量方式が望ましく、責任保険的な機能をもつこの制度の趣旨からいって公害発生への寄与度を考慮し、地域別に三・四ランクの賦課率の差を設ける。こういうようなことであります。こういう五つの申し入れがある。今回出たのは、これと同じ要素がいろいろある。今出たものとほとんどが、経団連や企業防衛的な観念はありまじやないか、その要請にそつくりそのままだてはまじやないか。これは長官に聞いてもらいたいんだ。こういうような状態で出されておつて、無理してこれをいろいろ操作して苦勞しているのがいまの環境庁の姿なんだ。一体これはどういふことなんですか。いま私言つたのはうそであつてほしいのです。こういうような実態はありますか、ありましたか。

○船後政府委員 ただいま先生が正確に文書を読み上げられたのは、先ほど橋本君が記憶をたどつて申し上げたこととはほぼ一致しておると思つております。

○島本委員 じゃ経団連環境改善委員会から言つてきたのとそつくりなものをいま立法化して出したということになるじゃありませんか。これと違つていふ点、言つてごらんない。

○船後政府委員 まず指定地域の定め方あるいは認定の運営の方針でございますが、これは私も、経団連が申しおきますように何もかも財源の点というところに重点を置きまして、ともかく少なければ少ないほうがいいというふうな考え方ではないことは先生もよく御承知のほうでございます。それから経団連は特に公費負担の導入を主張いたしておるわけでございまして、口頭説明におきましては、現行特別措置法においては給付費についても二分の一の公費の負担が行なわれておるのでありますから、こういった事情を勘案して、二分の一という現在実績をもとにして給付費についても公費負担を要望いたしましたのでございまして、今回の法案におきましては給付費はすべて原因者の負担にしておるということになるわけでございまして。

なおまた給付水準の点につきましては、それは中間報告以後に意見を求めたわけでございまして、中公害の中間報告におきましても、労災保険等の水準と公害裁判の判決に見られる水準というものを勘案してきめろということをお願いしておりますから、経団連といたしましては、かねてから主張しておりましたような労災水準そのものということではなくて、やはり公害の特殊性に即してある程度給付レベルのアップということを考えているという意見であつたと思つております。

○島本委員 経団連の環境改善委員会を代表しての答弁はよくわかりました。それとそつくりだといふことです。

そのあと、また問題があります。私としてはそれだけじゃないのです。制度が企業の安定のため

に、安全をはかるために結果的に必要だからこれを利用されるんだということ、そうすると、被害者のためにというよりも事業のためにということになる。それがおそろしいから、いまあえてこの問題を提起をしているのです。そのあとに四日市に起こつた——四日市のことでございまして、その状況は皆さんよく知つておられると思うのです。どういふような状態になつておられるか皆さんのほうがよく知つておられるでしょう。確かに昨年の七月二十四日に判決がありましたね。そうですね。その判決があつたあと、磯津の住民、第二次訴訟派ですが、百四十人が、六社を相手に自主交渉を始めましたね。そして四十七年の九月一日から五回にわたつて行ない、四十七年の十一月三十日に妥結しましたね。その妥結した金額は判決並みです。そしてその後、被害者救済を目的とする四日市公害対策協議会というふうなものが商工会議所を中心にしてでき上がりました。でき上がったのが四十七年十一月十三日でした。そして生活補給費として、死んだ人は三百六十万から八百万までを弔慰金として出す、生存者には一百万から四百万までを年金として出す、こういうふうにしてきめた。自主交渉派の八〇%の線でこれがきめられてあるわけですね。先取りしてやつた四日市のほうでは八〇%の線できめておるのです。ちょうどそのあとを追つて国のほうのいまのこの制度が充足しようとしておるのです。では四日市ではどういふ現象が起きたか。結局患者と直接交渉は一切しないようにするということでも申し入れを拒否するようないことが起こつてきた。四十八年の二月八日に四日市の公害認定患者の会というのはいくつかの要求を出したけれども、今度はその交渉に一切応じない、そして財団方式をとつておるからその方面へ相談しなさいとみんなさつちのほうへやつて拒否して、こういうのがいまの四日市の実態であります。結局は交渉拒否、責任回避のかつこうの口実をつくつて加害企業に利用されておるのはいまの実態なんです。これが公害健康被害補償法の先取りをしておる四日市商工会議所を中心にした四日

市公害対策協議会協力財団の実態なわけであり  
ます。いま言ったようにしてもうすで行なわれ  
ておる。判決のあとで八〇%の線でもうすに地  
域で行なっている。そのあとが認定するかのよ  
うに、八〇%の線で公害健康被害補償法案とい  
うようなものを出してきた。業者のやっているもの  
を追認する形で今回のこれが出されたことになる  
じゃありませんか。これが業者保護でないとい  
うことにはつきりなるのですか。私はどうもその辺  
が不明だと言います。環境庁が資料からこう  
いうような制度まで全部いわれる加害者側といわ  
れるいまの企業側におんぶしなればならないの  
ですか。この意見は環境庁長官に聞かせなければ  
ならない意見なんです。官僚に聞かしてもだめな  
んだ。ちゃんとこの意見は通産省のほうにすぐ素  
通りするようにできているのだから。こういうよ  
うなことになっているのです。いま三木長官は、  
はつきりこれは財界の要請にこたえるものではな  
く、加害者の共同防衛組織でもない、また加害者  
の自衛組織そのものとも思わない、こういうふう  
に言ったけれども、いまのような答弁からして、  
もうすでに先行してやっていた四日市では、そう  
じゃないというふうに見えてしまっている。一体  
環境庁はどういうふうに見ておられますか。またこ  
れと同じにならないことを明確にしない以上、私  
はこの問題に対しては重大な危機を感じているの  
です。

○船後政府委員 四日市における経過は、先生御  
承知のとおり昨年の七月に判決が出まして、その  
直後磯津地区の住民と第一コンビナートとの間で  
自主交渉が行なわれ、さらに磯津地区以外の四日  
市市の患者グループと四日市の企業グループとの  
間で交渉が進んでおるわけでございます。これら  
はいずれも四日市という特殊な場所における問題  
として、いわば民事的な解決として取り上げてお  
られるわけでございます。そのこと自体は私ども  
の制度とは関係はございません。

なお四日市における患者グループと企業グ  
ループとの交渉につきましてはいろいろな事情が

あったようでございまして、なかなか進展を見ま  
せんでしたけれども、最近県、市がその中に入り  
まして交渉の再開に持っていくように現在努力い  
たしているという聞いております。

○島本委員 それは答弁にならないよ。これと同  
じような運営でないんだ、その理由はこうだから  
ということではないんだね。そっちのほう  
は私のほうでは関知しないと言ったって、もうす  
でに財界からの要請と同じような立案の骨子がで  
きているじゃありませんか。要請と同じじゃあり  
ませんか。それでなぜ一〇〇%にしないんだと  
言っても、八〇%が妥当だ。妥当な根拠を何回  
言ってもメモを読むかのようにそれだけ繰り返し  
て、責任は答申に載っているのだから答申を出し  
たほうにある、こういうような逃げ方でありま  
す。どうもそれは私私然とすることはできないわ  
けであります。ほんとうに患者のためにある制度  
であるならば、それで満足できないような特殊性  
のあるものはその特殊性に限ってこれは民事裁判  
のほうへ、司法裁判のほうへ移行するのだ、これ  
くらいの配慮があつていいのです。ところがこれ  
だったら、みんな値切っている。四日市判決で出  
たこの八〇%にして、いま先取りしたこの制度  
でやっているのは四日市だ。その追認をしてい  
るのがこの法案じゃありませんか。だから、そう  
じゃないのだということをばつきり言ってくれと  
いうのです。

○船後政府委員 四日市で現在行なわれておりま  
す交渉は、磯津地区以外の四日市の患者グループ  
と企業グループとの交渉でございます。これ  
に、こういった民事的な交渉に、現在緒につかん  
としておるところでございますから行政的に介入  
する余地はないわけでございます。やはり四日  
市における特殊事情に即しまして、それぞれ妥当  
なところで早く問題が解決されますことを私ども  
としては希望をするわけでございますし、また  
そういった話し合いが円滑に進められますように  
は県市も目下懸命の努力をしておるのでございま  
す。したがって、この問題がどうなるかとい

うことと私どもの制度とは直接に関係はございま  
せん。

○島本委員 少し意地悪いようですが、関係がな  
いと言っているも、基礎になつていいる考え方とそ  
れからそれはほとんど同じなんです。同じにして  
おいて先取り先行した四日市では、商工会議所の  
ほうで判決の八〇%という線を押えようとしてい  
る。もう交渉にも応じておられない。今度の場合に  
も、いわゆる八〇%の線で立案の基礎を出してい  
る。皆さんのほうでそういうようなおそれがない  
のか。ありません。ないだけじゃわからない。こ  
ういうわけです。どうもこれも、私はもうわかり  
ません。何回聞いてもわかりません。これはやはり  
り平均賃金の水準は四日市並みの一〇〇%にする  
ことはなぜだめなんですか。相手のほうじゃな  
く、こういう理由でだめだといふのをひとつ……

○船後政府委員 その点につきましては私再度申  
し上げておきますように、これは制度的な給付で  
ございまして、労災保険のようにこの制度と非  
常によく似ております制度の給付水準というの  
が一方におきましては一つのものになるわけであ  
ります。労災におきましては、これは経営主との関  
係上弱いという労働者を保護するたてまえでつく  
られておる制度的な給付でありまして、そこに  
おきましてはすでに六〇%という水準になつてお  
る。こういう事実が一つ、他方におきましては  
公害事犯におきましては労災とは違った面があ  
る、あるいはその他の社会保険の給付とは違った  
面があるといったような事情を勘案するというよ  
うな中公案のものの考え方につきましては、私ども  
も今後その方向で考えていくということを申し  
ておるだけでございます。やはり制度的に定型  
的な給付であつて、特殊事情というものは加味し  
得ないこの制度の性格からいたしまして、私ども  
は判決例で示された給付水準と労災保険その他の  
社会保険の給付水準というものの中間において  
妥当なる線を検討したいと考えております。

○島本委員 長官は、大事なときにあなたはな  
かったのです。もう一回やるのはだめだから、

じゃ定型的、制度的であればなぜ一〇〇%を下回  
らなければならないのですか。

○船後政府委員 定型的と申しますのは、やはり  
特殊事情というものは考慮できないわけでありま  
して、平均的なものを考えざるを得ない。かつま  
たこの制度の特性をいたしきるには、特に第一種  
地域につきましては、一定の地域の中にあつて一  
定の居住要件を満たして指定疾病にかかつておる  
という患者はすべてこれを大気汚染の影響による  
認定患者とみなすというような制度的な割り切り  
をいたしておるわけでありまして、そういう面  
におきましては個別的な事情というものは考慮をす  
る余地がないわけでありまして、さらにまた障害補  
償費の算定にあたりまして、個々の患者を考え  
ますと、ある人は非常に高額所得を取つておら  
れる、他方ある人は無職である、またある人は所  
得があつてもそれは利子所得その他であつて、病  
気によつて何ら影響をこうむらない、こういうさ  
まざまな方を対象とする制度でございまして、平  
均的に考えまして、全国労働者の平均賃金を一  
つのめどとして考える、こういう制度でございま  
すので、どこまでも他方において存するところの  
労災保険その他の制度的給付水準とのバランスと  
いうものを考える、しかし公害の特殊性もそこ  
に加味するということが給付レベルを考えておるわ  
けであります。

○島本委員 労災と裁判の中間、定型的、制度的で  
あればそれはやむを得ないのだ。個別的な事情は  
いろいろある。個別的な事情はいろいろあるなら  
ば、いままでの判決の一番上をとってやるのが現  
在の一番正しい態度じゃないですか。どうしても  
平均をとらなければならぬという、平均をとつ  
て上がるならぬのです。平均をとつたら下がる  
のです。まして、なぜ一〇〇%をとらないのか、  
それを聞いているのです。制度的な事情であるか  
ら、定型的、制度的、あくまでも特殊事情を加味  
してその平均的な傾向だ、幾ら何と言つたって、  
あらわれた結果は一〇〇%を下回るように、下回  
らせるためにこういう理屈をつけるのですか、

じゃこれは。なぜ一〇〇%または一二〇%の線で出せないのですか。その点を言ってみてください。一二〇%にして出せという、じゃ出せない理由を言ってください。制度的に、定型的に言ってみてください。

○船後政府委員 先ほど来申し上げておりますように、これは制度的な給付でございますから、やはり類似の労災保険その他社会保険体系における給付水準のレベルも踏まえまして考えねばならぬ点があるわけでございます。しかしそのようにいたしますと、その水準は賃金に対する六〇%という水準になるわけでございます。これにつきましてももちろん六〇%がなぜ絶対に正しいのかという点につきましては種々問題があるかと思ひますが、しかし、労働基準法に対する制度的な給付としての労災保険が六〇%の給付水準であるというのはいくつかの事実でございます。こういう事実が一方にある。他方におきまして公害事例におきましては労災と違った事情がある。それは雇用契約のもとにある労働者じゃないといったような事情があるわけでございますから、そういう事情を加味いたしますと、どうしても給付水準といましては、労災水準というものと判例の水準というものの中間が妥当であるという、この中公審の答申の線というものは私も妥当と考えて、この方向で今後作業してまいりたいと考えております。

○島本委員 それならばなおさらのことですが、労災の場合には雇用契約から職業上の危険の予知がある程度可能である。公害の場合には事業者からの直接的な利益は全然なくて、危険性の予知も不可能である。かてて加えて、単に同一の地域に住んでいるという関係だけにすぎない、このような被害者の立場の異なるものに着目して、賃金の平均どころか、それはもうやるならば関係ないのですから、臨時に雇う者のほうの賃金は高いのですから、もしそういうふうにして契約があつてはつきりする人の場合にはそれは契約によつてやつて、無過失であるところのこの労災を適用する

る労働者ならそれはいいでしょう。全然関係ないのにその六割の労災を適用する、この考え方が正しいのだというところは正しくないというところで、何の関係あつて、労働者でないのに労災法の適用を受けさせなければならぬのですか。一体、それがよくつくらないのです。低くつくところの問題がある。低くするための煩瑣な作業をしていふのです。それだけでですよ。やはりあなただつて、幾ら言つたつて低くついているのは事実だから、低くするためのそれは系統的な理屈づけをしていふにすぎないのである、こういうようなことになるじゃありませんか。いま労働者は全部労災法の適用を受けなければならぬのですか。そんな関係はないとおっしゃるならば、なぜ高いほうを押えられないか。妥当だというけれども、賃金の六〇%が少ないということではだれにもわかつていふ。制度的な給付は事実だ、あたりまえの話だ。雇用契約のない人にまでこれをかぶせるわけでしょう。何かその企業からは利益を受けていない人、これが住んでいるというところの特殊性だけでこうむる被害者でしょう。臨時に受けるならば、退職金から交通費から全部入れて一日の賃金を出さなければならぬ。むしろ雇用労働者じゃなくて、臨時の特定の技術者、こういうようなものを雇うものとして、平均賃金の二倍くらい出してやらぬと算定の基準にはならない。むしろ低く見るなんという考え方は使用者一辺倒、企業者以外

の何ものでもない考え方だ、こういわれてもしようがないじゃありませんか。公害の場合には何の契約もないのですよ。それを契約があると同じ労災を適用しようとするこの考え方です。もし適用するとするならばいいのです。全然関係ない人、その技術を買われ、その労働力を特に必要だと買われたならば、普通雇われている人の二倍、三倍の賃金で雇うのです。臨時です。そんならば、関係ない人ならば六〇%の二倍、なぜ一二〇%を認めないのですか。そういう計算方法だつてあるじゃありませんか。それが被害者のためだといえるのですよ。そうでないと、またもう一回初めのほう

の考え方、これに情しているのじゃないかといわざるを得ないわけですね。やはりあなたは自分の考えが正しいというのですか。

○船後政府委員 まず労働基準法と労災法の関係でございますが、労働者はある程度危険を予知しておるということでございます。これは事実上の問題として私はそうであらうと思ひます。しかし、労働基準法はあくまでも無過失損害賠償の對象でございます。労働基準法は無過失責任でございます。したがって、労働者が危険を予知しておつたかどうかというところは、これは抗弁にならないわけでございます。もし労働基準法の体系において労働災害が発生いたしますならば、これは労働者が予知しておるかといふことにかかわりなく、事業主は全損害を賠償しなければならぬということになっておるわけでございます。そういう労災法の体系におきまして、これを制度的に補償する労災保険は六〇%の水準であるということをおし上げておるわけでございます。また労働者は労働契約のもとにある。他方、公害の被害者は労働契約といったようなものはない。一方的に被害を受けるということとはまさにそのとおりでございます。そういう公害問題の特殊性があればこそ、私もはいわゆる労災水準あるいは社会保険水準というものの水準よりも高い水準でこの給付レベルを考えておるわけでございます。

○島本委員 なぜ高く考えられないかということなんです、あなたの考え方は低く考えるほうに準拠してやつてばかりいるからだなんです。この法律を通すことはなお被害者に対する罪惡の押しつけになる可能性が出てきた。ましてこういうようなことが経団連からいわれたその条項のおとりに立法している。このことは許されぬ。そのメモなりそういうものを資料として早い機会に出せませう、出せませう。

○船後政府委員 経団連が中公審における意見陳述の際に出したものは手元にはございませんけれども、後刻資料として御報告申し上げます。

なお経団連が申し述べております意見のうち、給付水準につきましては、実はこの二月十四日以前に、昨年の十二月に中公審の中間報告が出ておるわけでございます。その中間報告におきましては、すでに判決例に見られる一つの水準と、労災保険の休業補償等とを比べておる水準との間においてきめるといふものの考え方を述べておるわけでございます。経団連といましては、もとと給付水準につきましては何らの意見も申しでないが、その中間報告に述べられておるような中公審の考え方を経団連としてはとるという意思表示をしておるわけでございます。経団連の意見が出たから中公審の答申が出たという関係でないことは御理解願ひたいと思ひます。

○島本委員 中公審の意見が出たから経団連がそんな意見を出した。これと同じ意見を出した団体はそのほかにありますか。

○船後政府委員 当時そのほかに、日本商工会議所等からも意見を聴取いたしました。給付レベルについて何らかの意見があつたかどうかは、私現在の記憶ではさだかではございません。

○島本委員 念のために聞いておきます。これを作成の段階において、二月十四日に経団連の環境改善委員会がまとめて中公審や環境庁に申し入れたその見解が先ほど言つた五つの項目、こうなつておるのですが、それ以外のどこに諮問しているか、どこか意見を求めたか、これを聞いておるわけですか。

○船後政府委員 中公審の専門委員会が昨年末に中間報告を出して、その中間報告に対する各方面の意見聴取というのを二月、三月ごろの時点で行なつておつたわけでございます。この際には供述者側といましては、経団連のほかは商工会議所あるいは自動車関係の業界代表等の意見も聴取しておりますし、また被害者といつたしましては川崎、大阪等の患者グループの代表の方の意見を聴取いたしております。

○島本委員 その際のメモまたは申し入れ書はあります。

○船後政府委員 いずれも口頭で意見を述べられたわけでごさいます。特にそれらのグループから文書で持ってきたようなものは私は記憶にございせん。いずれにいたしまして、これは中公審の専門委員会がこれらの関係者に意見を求めたわけでごさいます。決して向こうのほうから押しつけがましく意見の申し入れをしたといったような性質のものではございせんでした。

○島本委員 じゃ二月の十四日に経団連の環境改善委員会から中公審や環境庁に申し入れたのは、これはどういうことですか。口頭ですか、文書ですか。

○橋本説明員 中公審に持ってきたのは、正式の文書というよりも簡略なメモというような形で経団連は持っていました。それから日本商工会議所、私、いまちょっと失念いたしました。すが、別の機会に意見を持ってきたわけでありす。中央公害対策審議会に対して書類として出してきた御意見は、審議会資料としてすべての意見を取録いたしております。患者会の意見も全部紹介しております。また日弁連の意見も全部紹介しております。

○島本委員 経団連の環境改善委員会から出て出してきたものの意見は、何一つ違わないでこの中に入っている。いま聞いてみたら日弁連からも出ている、被害者からも出ているという、それらの意見は取り入れられましたか。

○船後政府委員 まず、経団連の意見は全部取り入れたことではないことは、たとえば公費負担の点につきましても明らかでございます。

なお、日弁連その他からの意見の申し出がございました。中公審におきましてはこれら各方面の意見を総合いたしまして、中間報告以後に本答申をまとめたものであります。

○橋本説明員 患者さんからの意見を聞きまして、具体的にそれまでの中間報告には全然あがっておりませんでして児童補償手当というのがあとで加わっております。

また、日弁連のほうからの御意見のあった中

で、日弁連は自動車とすべきだという御意見でございましたが、私も自動車とすべきではないということ、私もそのほうではこれを取り上げております。

○島本委員 これらの問題を見ておまして、やはり自動車の点は、私もその点は一つだけは了解できる。ランクの問題で、患者の意見はどうでした。

○橋本説明員 いまちょっとここに資料は持っておりませんが、ランクをつけるということに対しては、比較的、患者会は好ましくはないが、あまりこまかく細分化をしてくるなということ、川崎の場合には意見がありました。それから大阪の場合にも、このランクを否定するというような形の御意見はございせんでしたが、あまりこまかく細分化されることは困るという御意見で、患者からは意見を持ってくるという御意見

○島本委員 それに対してはどういうふうな立法上の措置を講じて出しましたか。

○橋本説明員 患者会からの御意見等もございまして、そこで、私も中央公害対策審議会、四日市の裁判で、大気汚染の患者について設けられたランクというものを一つの重要な基礎の参考と考えるということを基調といたしております。現在川崎で行なわれているようなあまりこまかな細分化はやらぬというふうな形になってきております。

○島本委員 ランクは、これはやはりあまりこまかくつけたならば、そのつける方法においてまた議論が出てしまつて、ほんとうの救済になる前に議論のほうで先行するやうな傾向がある。したがってそれは好ましくない。患者がそれをたくさん細分化せよなんて言うわけはない、そうです

ね。そういうようなことからして、私は今度出されたこの公害健康被害補償法案の運営そのものが——四日市でこれに先行して八〇％に押えられたために、なおさら紛争を起しておるといふやうな状態、それを追認するかのよう、公害健康被害

補償法がいま出されてきた。それもきのう言ったとおり、内容そのものもなかなか煮詰まつておらぬし、どうなるものかわからない、海のものとも山のものともわからない。これと同じ、両輪をなすような意味を持つところの法律さえも、まだどういふふうな内容なのかつかんでおらない。こういうふうな内容であるならば、いよいよもつて、もうすでに行なわれているこれと同じような四日市の組織、この運営のほうを見る場合には、まことに望ましくない、こわいおそろしさを得ないわけでありす。こわいようなことからして、今後この運営そのものも、再び出したために問題が起るであろうことを私はおそれます。

種になるから、白であるならばこれはまずまず、灰色を含めても全部黒の面とあわせて全部救済すべきだ、これがもう公聴会や参考人の意見だったのです。線引きによってこわいような被害者を落とすことがないように、こわいのが、参考人の意見やその他の質問にあらわれている大多数の意見なんです。しかしこの申し入れの見解には、「地域指定は資金規模とする関連する重要な問題であるから、患者が多発し社会問題化している地域を重点的に指定することとし、機械的な指定によつていたずらに地域拡大を招くことは避けるべきだ」拡大せよということと反対のこの申し入れが来ている。それがまたこの立法の中にきちっとされている。

なお、資料は適確に出してもらいたいと思ひます。私これ、意外に重要視しているのでありす。

第三番目には、「この制度の給付内容や給付水準にある程度慰謝料的な要素も加味する。補償費の給付水準は労災（所得の六〇％）と四日市判決（一〇〇％）の中間で検討する」ちやうどさういふふうにして出されておるわけす。

長官、この点だけは残念です。あなたになかつたけれども、言っておきますが、今回の出された公害健康被害補償法の内容で、要綱その他で盛り込まれたこのことは、二月十四日に、経団連の環境改善委員会がまとめて中公審や環境庁に申し入れたその見解とすべてほとんど同じなんです。長官は、これは企業の共同防衛ではない、こ

四、「公害の発生には企業以外の原因も寄与しており、大気汚染系疾病には一定の割合で自然発生患者も含まれるので、相当程度の公費負担は当然である」PPPの原則はあくまで守るべきである、こわいような原則を立てていまやっているわけですが、長官も答弁されているはずですが、これにはもうすでに、いま言ったようにして公費負担は当然である、こわいようなことをいってきいているわけす。それが法案の中にまたいろいろなかっこのうであらわれているのです。

○島本委員 ランクは、これはやはりあまりこまかくつけたならば、そのつける方法においてまた議論が出てしまつて、ほんとうの救済になる前に議論のほうで先行するやうな傾向がある。したがってそれは好ましくない。患者がそれをたくさん細分化せよなんて言うわけはない、そうです

第五番目には、「賦課金の徴収方法は汚染負荷量方式が望ましく、責任保険的な機能をもつこの制度の趣旨からいって公害発生への寄与度を考慮し、地域別に三〜四ランクの賦課率の差を設ける」こわいようなことになっておるのです。全く同じであるわけす。これならびさき長官がはつきりおっしゃったように、あくまでも被害者の共同防衛的な考え方はとらないのだ。ましてや被害者の自衛組織的なこわいような運営にはならぬのだ、こわいようなこわいようなこわい

第一項にあるのです。

第二には、「地域指定は資金規模と関連する重要な問題であるから、患者が多発し社会問題化している地域を重点的に指定することとし、機械的な指定によつていたずらに地域拡大を招くことは避けるべきだ」線を引き、線から漏れた人を全部排除するやうなこの行き方は、こわい紛争の

第二には、「地域指定は資金規模と関連する重要な問題であるから、患者が多発し社会問題化している地域を重点的に指定することとし、機械的な指定によつていたずらに地域拡大を招くことは避けるべきだ」線を引き、線から漏れた人を全部排除するやうなこの行き方は、こわい紛争の

第二には、「地域指定は資金規模と関連する重要な問題であるから、患者が多発し社会問題化している地域を重点的に指定することとし、機械的な指定によつていたずらに地域拡大を招くことは避けるべきだ」線を引き、線から漏れた人を全部排除するやうなこの行き方は、こわい紛争の

の行き方を採用したということ。今後の行き方においては、一〇〇%を給付においてとらないのだ。それもいろいろあることをいって、これはもう定型的だとか制度的だとかいってとれないかのように言っているわけだ。しかしこれはとれないかのように言うのは一つの便法です。なぜ先に——必要だったならば一〇〇%はおろか一二〇%の線に置いて、そしてこの被害者を一〇〇%救済して、特殊事情でこれはどうしても特殊なもので認められないもので、本人が納得できないければ司法裁判に移行するのはやむを得ない、こうするのならばいいんです。八〇%の線に押えて、あとは司法裁判に行くのはやむを得ないとするならば、それでがまんしない、それでなければ長引きますよという、あめを与えながらむちでひっぱたきようなやり方、これがこの法案の中にあるとするならば、今後の運営に多大の危惧を感じるわけだ。したがってしつこくこれを聞いたのであります。けれども、長官はそうでないという。しかしいままでの答弁では私は納得できない、こういうような状態でありまして、これに対する長官の見解をひとつ聞かしていただきたい。

○三木國務大臣 これは先ほど申し上げましたように、経団連がこの法案に対してどういう経団連としての解釈をいたしたしょうとも、国の制度としてわれわれが設けるわけでありまして、したがって、この法案が御審議の上国会で可決されれば、この立法の精神が公害の被害者を迅速に救済するという目的でございますから、その趣旨に沿ってこの法の運営を、あくまでも法の精神に合致するように運営をしたいと考えております。

○島本委員 いま言った範囲は了解いたします。しかしそうであっても政令委任事項が五十四もあり、その内容もまだつまびらかでない。そしてそれができ上がる段階においてこのような強いサセクションによってそれができ上がった。なるほど迅速に患者を救済する、これはもう望むべくして早くやってもらわなければなりません、そのとおりです。だから低く押えなければならぬという

ことはだめだということです。これは低いというのです。高く押えて、そしてそれでは満足できないような特殊性がある場合だけは司法裁判に移行するのはやむを得ないとするならいいのです。早くというのは賛成です。救済するというのは大賛成です。低く押えておいて、それでもって反対な者は全部司法裁判にいきなさい、こういう行き方は本意に反するのではないかと。ですからもっと高くこれを認定すべきであるというのですが、そうでないのです。そこでもう議論してきたのであります。いま出た資料、それだけはいくらも上で、この問題だけは最後まで詰めておきたい。そして疑念を一切払った上でこの問題と取り組まさせていただきます。このことだけは委員長を通じて私の真意を申し上げさせていただきます。

これで終わります。  
○佐野委員長 この際、暫時休憩いたします。本会議散会後、直ちに再開いたします。  
午後一時二十五分休憩

午後五時十六分開議  
○佐野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。坂口力君。

○坂口委員 昨日指定地域あるいは指定疾病についてお聞きいたしましたけれども、その中で二三落としております点につきまして重ねてお聞きをしたいと思っております。

指定疾病による障害の程度ですけれども、これはいわゆる労働能力の喪失度を尺度とするのか、あるいはまた生活全体の能力の喪失度を尺度とするのか、あるいはその疾病の症状を尺度にするのか、それによってかなり違ってくると思うのです。この点、あらわなところをひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○橋本説明員 お答えいたします。指定疾病の障害の程度をどのようにしてきめる

かという御質問でございますが、障害の程度につきましては、従来局長のほうからも三ないし四ランクと申しておりましたが、その作成の基本的な考え方ということにつきまして、御説明を申し上げます。

この点につきましては四日市の判決の佐川鑑定書といいますが、これは一つの私どもも重大な参考になることであらうかと思っております。四日市の佐川鑑定書の場合には、一つは病気が申しまして決して単一の病気でなく、慢性気管支炎と肺気腫がまざっておるとか、あるいは気管支ぜんそくとそのほかの病気がまざっておるといようなこともございますので、一つは御本人がかかっておる病系の分類ということが当然入ってまいります。

それからもう一点は、いろいろ呼吸困難であるとかあるいは喘鳴であるとかあるいは出血とか、幾つかの症状がございます。症状そのものに幾つかの重さの程度というものが、医学のグループの中では一応整理をある程度されておられるように私も存じております。

また客観的な手法としましては、肺機能の検査というものがございまして、すでにこの点につきましては労災補償あるいは医療関係の障害等級を定める場合に使われているものがございまして、以上、申し上げましたような病系の分類、症状の程度、肺機能の検査というようものが、一番基本になるかというぐあいに存じております。こういうものを参考として私どももきめてまいりたいと思っておりますが、今年度の四十八年度予算によりまして、全国の千数百人の患者さんを大気系につきまして調べまして、そしてそのときに一つには主治医からの御意見をできるだけこまかく伺うということ、主治医の方には診断に基づく所見、あるいは治療に対する反応、あるいは主治医として見ておられるこの病人の予後はどのようなかというよう、幾つかの主治医からの事項をいただき、肺機能の検査につきましては肺機能の専門家がその患者さんの検査をして、そして

どういうぐあいに分けるかということを最終的に整理をし、また先生特に御指摘の労働能力だけじゃなしに生活問題があるではないかという御質問の点でございますが、この点につきましては公衆衛生のサイドのほうの人に御本人の家庭とか、できれば職場でどうかということまであわせて判断をする、その三つの、主治医の御意見と検査の意見と公衆衛生のサイドから見た職場あるいは家庭における状態というものを全部総合的に勘案して三ないし四ランクというものをきめていこうというぐあいに考えておるわけでございます。

○坂口委員 そういたしますと、ただ疾病の症状だけを尺度にするのではなしに、公衆衛生的な立場あるいはまた検査の結果等を総合してきめるというお話でございますし、そういたしますと、いわゆる労働能力全体あるいはまた生活能力全体からの把握ということになるかと思っております。たとえば現在では労働能力ないしは生活全般の能力があつても将来このままではいくと能力はだんだん落ちていく危険性がある——危険性というよりも現在の医学から見ても十分その危険性があるというふうな判定をされるような方があります場合、そういう人は現状でランクづけをしていきますと、そうするとどうしても軽い程度にしかランクづけされませんので無理に働こうというように悪化をして非常に早くと申しますが、必要以上に悪化をしていくというような経過をたどることもあろうかと思っております。それはやはり主治医の意見、検査あるいは公衆衛生的な立場という現在のいろいろの要素を勘案するだけでなく時間的な問題も加味して決定されるのかどうか、その点いかがでございますでしょうか。

○橋本説明員 この障害等級を決定していきまう場合にやはりその主治医の方の御意見が非常に大きなウェイトを占めるわけでございますが、私どもの医学的な常識としましては、その人が将来なおるようないくことを頭に置いて主治医の方はその指導方針というのを普通お出しになるように私は思っております。そういう意味で先ほど申し



ました主治医が予後をどう見ておるかというよう  
なことも今回の調査の中に入れて考慮に入れると  
いうことでございますが、病類別とか症状の重さ  
とか肺機能の検査というのにつきましては、これ  
はあくまでも現在あるいは現在までの状況とい  
ものしかデータがないわけでございますので、そ  
の点主治医としての御意見をどの程度までこのラ  
ンクの中に入れるかというところは専門家の検討に  
よっていただきたいと思います。ただ御心配の将来  
変わるのではないかとこのことにつきましては、  
これは障害等級につきまして改定の事項がござい  
まして、たとえ有効期間内でもその状況が変われ  
ば重いほうのランクにも変えられるというよう  
なこともございますし、また当然に障害等級の政令  
の有効期間がございまして、その間になおらな  
ければその次のランクに出てくるわけございま  
すので、御心配の点はその点においては結果的に  
は十分救われるものではないかと思われまが、  
主治医の予後の判断等も十分頭に入れて分類すべ  
きものと思っております。

○坂口委員 もう一つ、これは特異な考え方か  
もしれませんが、労働能力だけからしても見たと  
たしますと、いろいろ見誤りと申しますか、その人  
をほんとうに救うことができない場合があると思  
うわけでございます。たとえば心臓病なんかの合  
併症を起してきているような場合、日中の労働  
は十分とまではいかなくともまずまずできるとし  
ても夜間に非常に睡眠障害があるとかなんとかと  
いうようなことで、生活全体から見ると障害があ  
る人があると思うのですが、そうしますと、先ほ  
どおっしゃったように主治医の意見という中には  
その人が現在どういうふうな症状があるかという  
ことだけではなしに、将来を予測しあるいは生活  
全体をながめたそういったものを総合的に見たも  
のが、この障害のランクづけには入ってくる、そ  
う解釈していただいてよろしゅうございますで  
しょうか。

○橋本説明員 原理的には先生のおっしゃったよ  
うなことを当然考慮に入れてやらねばならないと  
思いますが、なかなか障害等級の問題というの  
はむずかしい問題がいろいろ伴いまして、労働衛  
生のような非常な問題にはつきりした分野でもかなり問  
題があるというところもございまして。また先生のい  
ま御指摘の労働能力ということだけでは困る。や  
はり日常生活の困難と申すことになりまして、  
介助を受けないで御飯が食べられるとかあるいは  
便所に行けるとかあるいは着物を着かえられると  
か、そのような要素も全部入ってまいりますの  
で、極力総合的な判断として障害等級がきめられ  
るような努力をいたしたいというぐあい考えて  
おります。

○坂口委員 それでは、それはひとつお願いする  
といたしまして、次は、私こまかなデータを決し  
て持っておるわけじゃございませんで、ある程度  
仮定の問題になりますけれども、いつかアメリカ  
のほうのデータで大気汚染の非常にひどいところ  
ろ、そこではいわゆる肺ガンの発生率が非常に高  
いというふうなデータが出たことがございまし  
た。日本で将来そういうふうなことが起こって  
くるかどうかこれは予測ができませんし、何とも申  
し上げられませんが、万が一長い経過の中  
でそういうことが起こってきた場合、肺ガ  
ン等もこれは非特異的な疾患になるわけござい  
ますが、そういう因果関係がある程度はつきりし  
たらこういいたったものの中に入るのかどうかと  
いうことなんです、それはどうでしょうか。

○橋本説明員 いまの御指摘の肺ガンの問題で  
ございまして、これは学問的な研究の問題として大  
いに取り組まなければならぬ問題でございま  
すし、また大気汚染と肺ガンとの関係があるとい  
う研究データもございまして、肺ガンの場合にはた  
ばこの関連のほうははるかに大きな問題として  
あらわれておるといことが実科学的な事実で  
ございまして、いま早急にこの問題を検討して  
この指定疾病の中に入れていような考えには  
立っておりません。

○坂口委員 たばこで逃げられてしまいましたが、一応たばこの問題は別にしまして、別にし  
てという差しがあるかもしれませんが、ど  
の地域において、たとえばAの地域、Bの地域で  
すね、ともにその地域に住んでおる人がそれじゃ  
たばこを吸っておると仮定して、なおかつそれで  
大気汚染がありまうBの地域で非常に肺ガンの発  
生率が高いというふうなことが将来の問題として  
はつきりしてくるような場合に、これは認定の対  
象にするかしないかというところが大きな問題に  
なってくると思うのです。たばこの問題はもちろ  
ん十分あるでしょうけれども、たばこは双方とも  
同じようにあるとして、さらにそれ以外の要件と  
してこの大気汚染の問題が起ってまいりました  
場合にどうするかというところは、重要な問題に  
なってくると思うのです。これもせんそくと同じ  
ように非特異的な疾患でございまして、判定等  
については非常にむずかしいと思ひますが、しか  
し数が多いということになればこれは考えなければ  
ならない問題だと思ひます。その点重ねてお伺  
いをいたします。

○橋本説明員 先ほど申し上げましたのは、将来  
の問題としても全然考えられないという意味で申  
し上げたわけではございません。この損害賠償補  
償というふうなカテゴリーのものに入る病気であ  
るかどうかということについての議論があるとい  
うことございまして、将来は議論の一つの問題  
点であらうかと思ひます。ただ肺ガンとちょっと  
性質を異にしますが、同じく悪性腫瘍の問題で、  
たとえばペリリウムというもので肺の肉芽腫が起  
こって、これは肉腫のほうでございまして、その  
ような場合にはペリリウムの発生源があればこれ  
は第二種の問題として当然に考えられるべきもの  
だといふぐあいに考えております。

○坂口委員 次に公害保健福祉事業、この件につ  
きまして先日公述人の方で、特に市町村の市長さ  
んですとかあるいは助役さんだといふような市町  
村の代表の方の御意見を伺っておりますと、確か  
に重要なことであるけれども、しかしなかなかこ  
の保健福祉事業まで市町村ではどうしても手が回  
らない、また経済的にもここまではなかなかいか  
ないというお話がございました。

この第三章の四十六条を見させていただきま  
すと、都道府県あるいはまた市で、もしも公害保健  
福祉事業等をやる場合に負担をすることになって  
おりますが、これはやはり公害保健福祉事業とい  
うものはPPPの原則からいいますと、都道府県  
あるいは市町村にまかせるのは酷ではないかとい  
う気がいたしますが、これは前にも御議論があっ  
たと思いますが、もう一度ひとつ御見解をお伺い  
したいと思います。

○船後政府委員 本法案で考えております公害保  
健福祉事業は、被認定者の健康の回復のみなら  
ず、進んでは被害の予防という幅広い事業を考え  
ておるわけでございます。具体的には健康の回  
復と申しますとやはり治療施設ということになり  
ますし、あるいは被認定者の福祉の増進というこ  
とになりますと、職業訓練等を含んだリハビリ  
テーションといったようなものから、被害の予防  
ということになりますと、学童を主として対象と  
いたしました何らかの健康増進事業というように  
幅の広い事業を考えておるわけでございます。こ  
れらの事業の中には、本来地方公共団体が行なう  
べき保健事業あるいは福祉事業としての性格を多  
分に持つものがあり、それとの境界線もはなはだ  
不明なものが出てくるわけでございますので、  
これらの事業を一括してとらえまして、費用負  
担につきましては折半といったものでございま  
す。これによりまして地方は若干の負担があるわ  
けでございますけれども、しかし病院といふある  
いは学童のいろいろなグリーンスクールの事業と  
いふ、現在におきましてこれは公共の事業とし  
て予算に計上して執行しておる事業でございま  
す。これらにつきましては本法におきまして都道  
府県知事と政令で定める市の長が計画するわけ  
でございまして、政令で定める市といふのはやは  
りこのような事業を行なうに足るだけの行政能力  
を持った市を選定するわけでございまして、地方負  
担が重いためにこのような事業ができないという  
ことはまずないと考えております。

○坂口委員 この保健福祉事業ですけれども、これはいま御説明になりましたように、いろいろ範囲も広うございますでしようし、その目的も多々と思ひますが、これはどれぐらいおつくりになるつもりか。たとえば日本に二カ所とか三カ所ほんとうにモデル的につくられるものなのか、それとも、非常に公害で騒がれているような市、県、そういったところには少なくとも一つぐらいはつくっていくというふうなスケジュールなのか、その点はいかがでございましょうか。

○船後政府委員 それぞれの地方にどの程度のニーズがあるかという調査はこれからいたすわけでございしますが、私どもは決して全国で一つのモデル施設というものを頭に描いているわけではございせんので、それぞれの地域ごとに指定疾病の種類も違ふわけでございますから、実情に応じた事業というものを地方ごとに選択していただきまして、これを予算化し、計画的に実施していくということ、全国的にこういう施設をつくりたい、かように考えております。

○坂口委員 それから次は遺族補償の問題でございしますが、遺族補償の場合に、子供が十八歳に達したとき、これはもう十八歳に達しますと支給されないわけですね。十八歳に達しても、たとえば高等学校、大学というふうに学校に行っているようなとき、これは免除されるのかどうか、たとえ学校に行っていない十八歳で終りなのか、この点いかがでございましょうか。

○船後政府委員 遺族補償費は死亡いたしました被認定者と生計維持関係にあるという者に支給するわけでございしますので、子供の場合におきましても十八歳未満ということで、失権するという仕組みにしてあるわけでございしますが、しかしこの遺族補償費を受ける者がその資格がなくなった場合には、次順位の者にそれを支給するというような仕組みをとっておりますし、さらに最終的に遺族補償を受ける者がいないという場合には、遺族補償一時金という制度も設けておるわけでございしますので、御心配のようなことはないのではないかと考えております。

○坂口委員 いまおっしゃったのは、たとえば十八歳になりましたときに、ほかの人でもう人がなかったときに、十八歳になってそこで打ち切られるという形になりますと、もしほかのそれを継ぐ人がなければやはり困るわけですね。そういった場合も考えられますので、十八歳になったとしても、続いて大学あるいは短大というような学校に進んでいるような場合にはこれはやはり特例を設けるべきであるというふうに思いますが、その点どうですか。

○船後政府委員 通常この種々の制度的な給付における遺族補償費はやはり生計維持関係にある遺族に着目いたしまして、子供につきましては十八歳という線をもって支給いたしておるわけでございまして、私どもの制度も制度的な給付という意味におきましてはこれらの制度と準じた扱い方をしておるわけでございします。なお、十八歳未満で打ち切られても、すでに受けた遺族補償費の額が遺族補償一時金の額に満たないという場合にはその差額はその後支給されるという仕組みにいたしております。

○坂口委員 もう一つ最後にお聞きをしたいと思いますが、現在の医療制度の中でいろいろ問題点がございしますが、差額ベッドでございしますとか付き添い看護料あるいはリハビリ施設の問題等々ございします。現在は保険給付以外として差額ベッド料あるいは付き添い看護料というものがばかにならぬ値になってきておる。これは健保のときの議論の中にもたいへん大きな問題として議論をされたわけでございしますけれども、この差額ベッド料あるいは付き添い看護料というものは本法案の場合には加味されるのかどうか、おそらく加味されないんだらうと思ひますけれども、しかし普通の保険とは違った一つの形にこの法案はなっておりますし、やはり差額ベッド料あるいは付き添い看護料というものは見ていただかなければならぬんじゃないかというふうに思ひますが、どうでしょうか。基本的には差額ベッドだとかあるいは

付き添い看護料とかいうようなものがあるこの医療制度そのものを直していかなければならぬこととはこれはもう当然でございしますが、現在の状態が続くとした場合、やはりこれは大きな問題になると思ひます。そういう意味でひとつ差額ベッドあるいは付き添い看護料の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

○船後政府委員 差額ベッドあるいは付き添い看護料の問題は現在の日本の医療制度における非常にむずかしい基本的な問題でございまして、このむずかしい問題を私どもの制度だけで解決するというわけにはまいらないのでございします。しかし、現在の健保等の診療報酬体系におきましては基準看護を原則といたしまして、基準看護がとれない病院につきましては療養費払いといたしまして付き添い看護料を支給するという仕組みになっておるわけでございします。したがって、現実にお医者さんの御判断で、この病人はどうかして完全看護が必要であるといふような場合には、基準看護の病院で看護を受けるかもししくは基準看護をとっていないところでは、付き添い看護料の支給を受けるという仕組み自体はやはり私どももいたしましては原則として考えていかねばならない、かように思っております。

それから差額ベッドの問題もこれも医療制度の基本的な問題でございします。私どもも医者さんの御指示によりまして、どうしてもこういう部屋があるといったような場合についてどうするかという点につきましては、今後検討するつもりでございしますが、ただ、たとえば大気汚染系の病人で現在四日市の市立病院だったと思ひますが、そこでやっておりますように、空調室を設けまして特別な病室に収容しておるといふことにつきましては、これはやはり大気汚染系疾患の特殊な治療方法であるということになりますれば、これは私どもの診療報酬の体系の中に取り入れてもいいんじゃないかということでもって、今後中公審で専門家の御検討をお願いしたいと思っております。

○坂口委員 確かに付き添い看護料等も現在のこの保険制度の中にも取り入れられてはおりますけれども、現実問題といたしましては、いわゆる付き添い看護料というものが非常に高額になってきておりました、現実とのギャップがかなり大きいわけでございます。また差額ベッドにつきましても、それ以上にいろいろの問題がございします。これはおっしゃるとおりこの制度だけで解決の問題ではございせんので、医療制度全体の中で考えていかなければならない問題ではございしますけれども、しかし新しい形の診療体系ができれば、それで、それが少なくとも現状では一番いいと思ひます。これは将来は全体に変えていかなければならない問題でございしますが、しかしこれも早急にできるかといふと、それは早急にはいかないと思ひます。実際問題といたしまして患者さんの立場になりましたときに、やはり患者さんが手術をしなければならぬという現実と断としてあるわけでございまして、これが現実の間はやはりそれに対応する制度というものがある間は得ないと思ひます。そういう意味で、これは全体の動きと並行して考えていかなければならぬが、まあ一時的にせよ全体の医療制度が抜本的に解決されるまでの間はやはりこういったことを加味していくというところは検討には十分値すると思ひます。その点、検討の中に入れていけるかどうか、その辺のところをもう少しお話しをいただきたいと思ひます。

○船後政府委員 御指摘の問題は私どもも無視しておるわけではございせんので、冒頭に申し上げましたようにきわめて重要な問題ではございしますが、ただ日本の医療制度全般に通ずる基本的な問題でございまして、私どもの制度だけで解決するにはあまなほ荷が重過ぎるという問題でございします。しかし問題があることは事実でございしますから、基本的な問題は中医協等においてお話しになるべきだと思ひますが、私どもも中公審におき

ましてこれら問題は検討してまいりたいと考えております。

○坂口委員 最後にもう一つだけお聞きしておきますが、この法案は五十四カ所の政令で定める部分があるわけでございますが、いわゆる中公審の意見に従って政令で定めるといふ御答弁も、聞いておりますとたいへん多いわけであります。そういういたしますと、この中公審というのが非常に重要な位置を占めてくるわけでございますけれども、今後この中公審のあり方について何かお考えがありましたら、この際聞かせていただきたいと思います。

○船後政府委員 本法の施行の際に中公審の委員は十名増員することになっております。この増員される方と現在のメンバーとを合わせまして本制度の運営に必要な特別な部会を設ける予定でございますが、この中公審の委員につきましては、診療報酬の問題でございますとか症状等級とかあるいは指定疾病とか地域指定とか非常に医学専門的な分野が多いものでございますから、その方面の専門家をまず考えたい。同時にこの制度は被害者を救済する制度でございますから、その方面の専門知識を持っていらっしゃる法律家の方々、あるいは社会保障の關係に深い知識のある方々、こういった方々もメンバーに加わっていただきたい、かように考えております。

○坂口委員 そういたしますと新しく十名加わるわけでございますね。その十名の人の職種と申しますが、それは医学関係者、法律関係者、その他に何か特別な職種の人でございますか。

○船後政府委員 やはりこの地元の問題に詳しい方といたしまして、当然都道府県なりあるいは市町村の代表といった方も考えてはおりますが、現在の中公審のメンバーにはこういう方もいらっしやるわけでございまして、現在の方を兼務のような形でしていただくか、あるいは新たに採るか、これらは当然十名という枠内ですべてこの部会の人数をまかなうわけにはまいりませんんで、ほかのほうの部会に關係していらっしやる方

も兼務のような形で参加していただくわけでございますから、そういったことをにらみ合わせながら人選を進めてまいりたいと考えております。

○坂口委員 やはりこういう中公審等の中には患者さんの意見等も十分に反映させなければならぬと思うわけでございまして、患者さんの代表そのものが入れなくとも患者さんなかの推薦をするような人が入り得るのかどうか、この点はいかがでございまいしょうか。

○船後政府委員 現在の中公審の委員の中には、たとえば労働組合から推薦された方、あるいは消費者団体から推薦を求めた方というふうに広くあらゆる階層の方々の御意見を取り入れるように人選を考えておるわけでございますが、患者さんの立場を代表される方としてどういう方が適當であるか、これはなかなかむずかしい問題ではございますが、そのようなつもりでも今後の人選を進めてまいりたいと考えております。

○坂口委員 ひとつ患者さんの意見をよく反映できる人を私はこの中にどうしても加えていただきたいと思うわけでございます。そういう意味でこの中公審の人選というものを今後特に留意をしていただいて進めていただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○佐野委員長 土井たか子君。

○土井委員 きょうはなるべく簡潔に御質問をさせていただきます。きょうは中にも重複する面もあるかもしれません。それはひとつお許しをいただいでできる限り簡潔に質問を始めたと思います。

まず、地域指定の問題なんです。これは現行法でございまして公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、あの法律が制定される以前に、すでに全国各地で地方自治体が独自の医療救済措置を施していったという場所がございまして。たとえば高岡市、新南陽市などはこの問題になる地域だと存じますが、あの法律が制定されてから以後被害地域に政令指定が行なわれずに、相変わらず地方自治体が単独で医療給付を行なっていたか、なければ

ならないという例として、いま申し上げた高岡市、新南陽市というのがあるわけであります。これらの場所が経過から考えまして指定地域制の運用上の問題を示す例としていつもあげられるわけですけれども、何がゆえに指定地域から漏れたかというこのいきさつをまず少し聞かせていただきたいと思ひます。

○橋本説明員 いま御指摘のあった地方自治体が指定しておいて、どうして国のほうの指定になかなかつたかというところでございまして、実際経験いたしましたところでは、地方自治体だけでやっていたところから、地方自治体が避けられるケースが中々ございまして。そういう点が私ども見ましてありまして、そのほかは、もう非常に小さな規模で、資料も十分整えることなく、非常に問題があるのというようなケースでございまして、むしろ従来の救済法のときには非常に緊急な地域が多かったもので、そのころのほうに力が入って、またその地方自治体からのアプローチにつきましても、私どものほうに強く言ってこられるところはごくそのうちの一部にしかすぎないというところもございまして、従来指定に至らなかったというところもございまして。

○土井委員 先日、この委員会でご聴会を催しました席上、高岡市の患者さんが公述をされました。その中に患者さんは言うまでもなく、市のほうも再三、再四指定地域にしてほしいというふうな要望を政府に対して持ってきた。しかし指定地域にはされなかったといういきさつの説明をお伺いしたわけでありまして。いま、兵庫県の場合につきましても、尼崎市は昭和四十五年の十二月に気管支疾患について、これは指定地域になったわけですが、しかしそれも広範にわたる気管支系の疾患の方々が居住するところの地理的な条件からいいますと、ごくその一部というふうなこと

であります。したがって、いまもおかつこから漏れております患者さんは、言うまでもなく市自身も指定地域に対しての拡充を強く要望されているわけですね。今回これがまた政令の中にゆだねられるということになっているわけでありまして、指定地域に対しての拡充の用意がどういふうなぐあいにならているか、ひとつ指定地域に対して今後こういふふうな考えていきたいというふうな御方針なりあるいはお考えなりがありましたら、この節承りたいと思ひます。

○橋本説明員 まず最初に高岡のケースのお話でございます。四十六年度以降環境庁発足以降につきましては、富山県高岡市より公式の申し入れは環境庁には出ておりません。この間、初めて私どもは伺いました。問題がありました当初においては声がございまして、けれどもこれは非常にローカルなこと、あまり触れられたくないという気持ちも片方にあつたように私も思っております。そういうことで、最近の情勢になりました。やはりこれを指定すべきだというふうな御要望が皆さんの間に高まったのではないかと、かように考えております。

それから本法の施行後、地域指定についてどう思っておるかという御意見でございますが、この点につきましては、一つは従来の地域指定もできただけ過去にさかのぼってみるというようにいたしておりましたが、現在までのところ、よくその過去三年の数字というものを重んじてまいりましたが、現時点におきまして、四十八年から過去三年にさかのぼったところは汚染が非常によくなっているところであるというところもございまして、私どもさらに積極的にその昔のデータあるいは事実というもののについてどこまで明らかにすることができるといふことの努力をいたしてみたいと思っております。そういう意味におきまして、一部のところでは、現在のところはわかりにくいけれども、いかなるデータがはつきりしてきたので、そういうことで指定するというのが起

この可能性は私にはあるのではないかと、思うておりますが、これは現在の甘い状態を認めたいということではないという点は御理解をお願いしたいと思います。

それからもう一点は、四十五年当初から地域指定をいたしましたのですが、四十五年から現在に至りますまでの各地の地域指定の条件というのはだんだん変更をしております。そこで、やはり地域指定間の条件に不均衡があつてはならないということは当然の問題として起こつてまいります。そういう点で、本委員会におきましていろいろ御意見のありました点も十分考慮に入れて、指定地域間相互の中で非常な不均衡の起こらないようにすることをお願いいたしますと、結果的には地域が広まるということが起こるのではないかと、そのように考えておるわけでございます。再度申し上げますが、地方自治体がみずからしておりますところにつきましては、局長からも御答弁いたしましたように、できるだけ積極的にこの問題を検討してみたいというように思つております。

○土井委員　すでに被害者に対してのいろいろな補償の問題については、地域指定の問題であるとか疾病指定の問題であるとか、あるいは居住期間の問題であるとか等々の規制があつて、その上でいろいろな医療補償をはじめとする今回の補償の中味が考えられつつあるわけですが、何といったって発生源に対する対策というふうなことは、この前からしばしばもうこの席でも質問の中に出てまいつておられますとおり、一番大事な、忘れてならない対策だと思つております。そこで、昭和四十五年の十二月の公害国会で大気汚染防止法も一部は改正されておりますけれども、しかしその中で一応指定地域制が廃止になつたといふのは、一歩の前進、それからさらに都道府県知事が国の排出基準よりきびしい基準を上のでせしめ例化できるということも一歩の前進、ただしかしたいへん問題になる硫酸酸化物については、都道府県知事といふものが相もかわらず国の排出基準よりもきびしい基準を設けることができないというたてま

えになつておるわけですね。ところで、現にいろいろ排煙脱硫装置なんかについて見てまいりますと、いま全国で排煙脱硫装置の規模からいって大体最高のものはどの程度かという、御承知のとおり十五万キロそこそこあります。最近中部電力のほうで八月中に始動するといわれている中身にしたつて、これはやはりテストケースといわれているものでありまして、二十二万キロ、せいぜいその程度なんです。ところが肝心なものの発電所自身は、五十万から七十五万、百万キロワットと出力のほうは大型に変わつてつあるわけで、だんだんだんだんこれはコストが安くなつて、いうふうなことで大型化が促進されていくわけですね。それに伴つて考えられているいまの排煙装置なんかについていいますと、せいぜい十五万キロ、それから初めてできるのが二十二万キロ。しかし、それ自身についても、これは出力装置それ自身よりも排煙装置のほうに土地がたぐさん必要だといふことは常識であります。だから、既成の施設に対して排煙装置というものの中身を、もう少し具体的に十分な措置を講ずるようになって、なかなかこれはうまく事が進まない。だからそういうところからいいますと、これは現に地域指定になつていふところについては、大気汚染防止法の中で考えられている電気事業所に対する取り扱ひといふものを少し手直しして、あの四十五年十二月の公害国会でも、もう何べんとなくこの点は問題になつて、野党側からの追及質問といふのはあつたわけでありまして、今度は地域指定といふこの場所については、この点は特に配慮をもつて考えらるゝといふふうな用意があつていいのじゃないかというふうな思いをしております。

○河野説明員　大気汚染防止法の改正についての問題でございますが、大気汚染防止法におきましては、先般硫酸酸化物につきましては環境基準の見直しをやりまして、それに対応いたしました。現在排出規制の強化を検討しております。その方法といたしまして、いま御指摘がありまして、排煙脱硫装置の設置、あるいはナフサをたぐとかあるいはLNGを燃料として使用すること、そういう方法方法を現在検討しております。将来につきましては総量規制方式によりまして、その地域の汚染を有効、的確に押えるといふことを現在検討を進めておるわけでございます。その結論を待ちまして、必要があれば大気汚染防止法の改正といふことを考えております。

○土井委員　この点は全国電力会社九社の中で、四十八年度から四年間に八百万キロ出力に対しては増加が予定されておるわけですね。しかもいまナフサの問題であるとか低硫黄の問題であるとかいうふうなことに御説明でありまして、御承知のとおり、大石石油の消費量といふのが、御承知のとおり昨年は二億三千万キロの中で、一・〇以下の低硫黄分といふことで問題にされているのは、まことに少ないわけですね、おおよそそのうちの五割くらいあるかなしとあります。もちろんこのとながら、ハイサルファの石油の量といふのは相もかわらず多いわけなんです。したがつて、それは脱硫装置で何とかしていかねければならないといふ要求が常につきまとうわけですね。それならば脱硫装置で何とか始末をしようといふところで、調べてみますと、出光なんかでは四万バレルで、約百億の設備費がかかるというわけですね。非常にこれは多額の設備費をこれにかけてやるという意思がなかなか企業者側にはない。石油精製装置よりもこれははるかに高い費用がこれにかかれらるゝといふことになるわけですから、なかなかこれには踏み切れないというわけですね。昨年度でも二億三千万の中の消費量を見ても、大石石油は電力関係が一番多くて、四割一、三分から四割五分くらいが電力に充てられていて、という中身でありますから、そういうことから考えますと、行く行くはいまの指定地域になつていふ部分につい

ただで、地域指定がもうすでにかつていふ部分についてだけでも、いまこの大気汚染防止法の中で考えられている電気事業法にいう事業所に対する取り扱ひといふものは、やはりもつと環境保全、大気汚染を防止するといふ立場から考えられていふのじゃなからうかと思はれるわけですね。

いまそういう改正の用意といふものが、必要とあらばお考えになるという御趣旨の御答弁でございまして、けれども、どうも先行きという点から考えていきますと、いまのままの大気汚染防止法の取り扱ひじゃこれは済まないような気がいたします。少なくとも今回健康被害に対しての補償を問題にしているこれは画期的な法案に対しての審議でありますから、これを機会にひとつ大気汚染防止法とか問題の水質汚染防止法等々についても、手直しが必要であるかどうかといふことを、基本的に一度一度出直して考えてみるということも、この節大事な機会だと思つておるわけですね。そこで、一度そういう点から、この大気汚染防止法に対しての手直し、具体的にはどういふことを考えることが必要だと思つていふ点があつておられるならば、それもあわせてひとつ聞かせておいていただきたいと思つておるわけですね。

○河野説明員　硫酸酸化物の規制の問題につきましては、先般、先ほど申しましたように環境基準が設定されました。これは非常にきびしいものでございます。この環境基準が維持、達成されれば、健康への影響はないであろうという相当安全を見込んだレベルのものでございまして、それを達成するにあたりましては、五年以内にこの環境基準を維持、達成しようといふことでございまして、したがつて、過密地域、汚染の著しい地域におきましては、その対策は集中して行なわれなければならぬというわけでございまして、その場合におきまして、先ほど申しましたようなLS化計画におきましては、その中心となるのは、御指摘のように排煙脱硫装置の設置、これのスピードアップ、そういうことにならうかと思ひ

ます。通産省におきましても、その対策を強力に推進していくというふうに、両省緊密に検討を進めておるわけでございます。

それからなお、先ほど触れましたように、改正につきましても、規制方式につきましても総量規制方式を今後導入していきたいということであわせて検討を進めておりまして、必要があればできるだけ早い時期に結論を得まして法律の改正を考えたい、こういうふうに考えております。

○土井委員 その点は今回この法案について申し上げますと、たいへん設備費にかかる排煙脱硫装置をつけるよりも、今回の健康被害に対しての補償費で済ましたほうが安くつくというふうな免罪符にすりかえられないように、やはりその点はお考えいただきたいと思うのです。したがっていま基本的には硫酸化物をまき散らさない、大気を汚染しないというところが基本でありますから、ひとつその点が基本であるということをお忘れしないで、大気汚染防止法についても基本的にこれでいいかどうかというふうな考えのもとに、改正についてもこれは御検討をぜひひいていただかなければ困ると思います。

それからさらに、法律が変わったからいいというふうなものじゃないので、やはり行政監督、指導というのがどうしてもこの節大事になってまいりますから、そういう点から考えまして、今回のこの健康被害補償の申身が真目に出ないよう、つまり免罪符に使われるのじゃなからうかという被害者側からのいろいろな不安というものも現にあるわけでありまして、その点がほんとうに杞憂であつてほしいと私たちは思うわけであります。そういう点からもきたるためには、いま一つ、排煙脱硫装置は言うまでもありません。やはり脱硫装置についてもあるいは低硫黄化の問題について、これは限度がある問題でありますから、限度があるということを謙虚に考えていただいて、一体それならば基本的にはどこからどういうふうに出直さなければならぬかということをお御検討いただく時期だと私は思うのです。ひとつ

その点をお願いを申し上げたいと思います。さて、認定審査会というのがありますね。これは旧法の二十条では大体十人であったのが、今回の法案では四十五条で十五人ということになっております。これは十五人ということではない、じょうぶだ、十分だというふうにお考えでいらっしゃいますかどうか。

○橋本説明員 旧法では十人の医師だけの委員でございましたが、新法で十五人になりましたのは、一つは補償に關係してまいりますので、労災の補償の關係を扱った人にぜひとも入ってもらなければむづかしいというこの観点が一点と、それからもう一つは、やはり法律上の問題が伴つてまいりますので、法律の關係の人がこれに入ってくるというふうなことになっております。

十五名で十分かということでございますが、人数がたかさんというところでこの審査会がやりやすいというものではないというように私たち考えておりました、やはり一定のサイズのほうが審査会の運営としては適切ではないかということをお考えしておりますので、十五名は適正なサイズであらうというふうに思っております。

○土井委員 人数がふえるということが決して機能を効率よくするものではないというふうなお考えであるらしいのですが、水俣あたりに行きましていろいろな事情を聞きますと、十人じゃとても足りないというのがいつも出てくる声であります。十人で足りきり舞い。申請をしましても、認定までにこぎつけるのがなかなかたいへんなんですね。なぜかという、審査会のメンバーは十人じゃ足りないというのを現に審査会のメンバーの方がおっしゃるのです。そして今回十五人ということになった。十人から十五人に五人ふえて、はたしてだいじょうぶかという、水俣に行つて聞いてみると、これまた十五人といつたて十分といえないのです。じゃどういうふうにお考えたらいいかという、やはりその場その場、その地域その地域での特長事情というものを勘案して、少し幅を持たして考えていただいたらどうだろう。

三十人必要だというふうにお考えならば、それもひとつ考えてみようじゃないかというゆとり、もう一つ極端にいうと、五十人というふうな場合だつてあり得るというふうな、少しはその地域の特殊事情というのを認めてこの審査会のメンバーの構成というものを考えてみるのがいいのじゃないかろうか。特に三十人、五十人規模になりますと、これはやはり機能をさらに効率よくするために十人規模ぐらいのグループに組んでやるということも考えられます。できたらそういうふうな幅を持たせるといふことをぜひ考えてもらいたいという要望が一つあるわけです。こういうことについてはどういうふうにお考えになりますか。いまの御答弁では、人数がふえるということが決して能率をよくすることになりはしないというふうなことでありますけれども、現実には被害者が苦しんでいらつしやる地域に行きますと、たとえば水俣がいい例でありまして、現に審査会のメンバーの方が十人じゃ足りないというところをおっしゃるわけですから、これは事実上即応した切実な声だと思ふのです。その点、どういうふうにお考えになつていらつしやるか、ひとつお聞かせください。

○船後政府委員 認定審査会は、知事に対して最終的な判断を述べるといふ組織でございますから、これは人数がいかに多くても能率よく動くというわけのものではないと存じます。水俣におきましては、御指摘のように、現在非常に申請者がたまっておりまして、これは、最近急激に申請者がふえて、申請された方々に医学的な検査をするというあたりにネックがあるわけでございます。審査会の委員の先生の数が少ないというところではないわけでございます。つまり、いろいろな検査技師とか看護婦さんとか、あるいは専門的に検査に当たってお医者さんでありますとか、こういうところの人手が足りないというところに問題があるわけでございます。したがって、現在水俣でも二月に一回審査会を開いておられますけれども、要するに、二月に一回開く程度の検査しか二

月間にはできないというわけでございます。検査のほうさえ何とかできますれば、これはもう毎月でも、あるいは毎週でも開き得るわけでございます。

水俣における申請者の滞留という問題は臨時の問題でございますから、私も何とか早く審査を促進するというところに全力をあげておりました、具体的に、ネックがどこにあるか、どこの検査技師、看護婦さんが足りないか、お医者さんが足りないかという問題につきまして、地元、市の意見をとりおまして、これによりまして、早急に対策を講じたいと考えております。

なお、大気系の場合におきましてはこのような問題はございません。申請後一月以内に必ず認定される、あるいは棄却されるというふうな最終的な処理がついておるといふ実情でございます。

○土井委員 いま御答弁にもありましたとおり、大気系の問題についてはこういうふうな問題がないという事です。したがって私は、先ほど、特殊事情というふうなことを勘案して、この審査会のメンバーの数なんかについても少しは幅を持たせていいんじゃないかということも申し上げておるわけですが、十五人にこだわる必要はないわけ、場合によれば十人でもいいわけ。また、三十人や五十人も必要な場合もある。したがって、十五人というふうなきめられてる中身について、そういうふうな意味での幅を考えられてはどうかということをお申し上げている。先ほど、向こうでは数が足りないというところで申請をしてから認定されるまでの時間が長引いておるわけではないというふうな御答弁がありましたけれども、しかし、水俣に行つていろいろ現場で聞いてみますと、審査会の委員の数は医学専門家十人というふうなことでありますが、十人では足りないというところをおっしゃるわけでありまして、今回、その点についてのお考えを中に入られて認定審査会の十五人という数が出てきたのか、それ





有の例たというふうにお考えになっていいんじゃないでしょうか。だから、そういう点からしますと、こういう手続に対してはできる限り簡素に簡略に、被害者である患者さんの立場というふうなものを最重要に考えて、そしてその立場でこういう手続に対してもできる限り安く、しかもいろいろと幅広く漏れなくやれるような体制を考えることが必要だと思うのですね。だからそういう点からしますと、先ほどの御答弁は、疾病に指定されていないようなものに對してこれは申請をなさざるということ自身がたいへんな間違いだというふうな意味を含めての御答弁のように私は受け取れるわけでありますけれども、しかしこれは机の上でお考えになるところの役所仕事から出てくる感覚であります。現地に行ってみますと、この点はこの限り申請に対しては簡略な、簡素な手続をというのは率直な患者さんからするところの要求であります。だから、この点は従前どおりであつて何ら変わらない、これでなければできないというふうな態度でなくて、ひとつこの点何とかならないかというふうなことの御配慮が少しはあっていいと思うのですよ。やはりこの点はどうにもなりませんか。いかがですか。

○船後政府委員　後ほど橋本審議官にさらに専門的に答弁いたしますが、ただ先生少し誤解しておられるようでございます。私は決して患者さんを信用しないとか、そんなことを申しておるわけではございません。指定疾病であるかどうかという問題は、あくまでもこれは医学上の問題でございいますから、主治医であるお医者さんの診断書が必要である。主治医であるお医者さんの御判断によつてその人は指定疾病にかかっておられるというのが一番その人が申請する資格があるかないかを判断する場合に重要な基準である、かようなことを申しておるだけで、ただしろうと診断でこゝうではなからうかというのではこれは話にはならないわけでございます。患者さんがうそを言っていないらっしゃるとかそんなことは私は毛頭考えておりません。ただ診断書の書式その他につきまして

は、なお事務的に詰めるべき問題もあると思いますから、そういった問題につきましては橋本審議官から申し上げます。

○橋本説明員 いまの御指摘の問題の中で、まず主治医と患者との関係が非常に重要な問題になってまいります。そういう意味で診断書を一番最初で、だれがつくっているかと申しますと、患者に対する主治医がやっておる。これはまず私は大気系の疾患について申し上げていますが、大気系の疾患では主治医の先生がそれをやる。そうすると、それについて認定審査会に出してきた場合に肺機能の検査というものがあられるわけでありまして。特に今度この障害補償費の問題になりますと、やはり検査というものが問題になってまいります。その肺機能の検査が主治医の先生自身のところにも施設があつて主治医の先生自身でもできるという場合には、一回で主治医の先生だけでこれは十分やることができます。けれども、現在のところ肺機能の検査を十分できる主治医は非常に限られております。病院としても限られております。そういう意味でこれを促進するためにはそれを検査する施設をちゃんとしなければならぬということでございます。この検査する施設につきましても、この点はまだ主治医の先生方がきわめて敏感なところでございます。やはり患者をとられるというふうな形にとられては非常に困るところでございますので、認定審査会に出されて、主治医の先生がここで検査をしてはと考えられるところに回つて検査をする。その場合の検査は認定患者になれば費用が全部持たれるということになるわけでありまして。そういう意味で認定審査会では診断書と検査の成績をもつて認定をされるわけでございます。

簡素化というところの問題に對しましては、この認定審査会の先生方の御意見をあちこちで聞いておりますと、慢性気管支炎という診断書だけをばつと出されてもどうにも診断のしようがないというところでございまして、やはり幾つかの慢性気管支炎の判定要件というもののについての所見を書

いてもらう必要があるということでございます。その中でB M R Cのインタビューの調査でやることのできるようなことで患者自身が言えることもございます。しかしながら先ほど局長が申しましたように、指定疾病であるかいかというこの診断行爲でございますから、これはどうしても医師がしなければならぬということになりますので、患者さんから聞き得てそれが有効な面と、医師が診察をして有効な面と、またその医師の指示のもとに検査が行なわれたデータをもつてこれを判断することというのが全部伴ってまいりますので、私どもは診断書の方式というのではできるだけ、私どもあまり複雑にならないようにしたいというぐあいに考えておりますし、この検査の施設については、公的医療機関のみならず、中には医師会の共同検査施設というものもございます。そのようなものもやはり今後体系を整備していかなければならないということを考えておりまして、それによってできるだけ迅速に行なわれるようにしたい、そのように考えております。

**○土井委員** いまのお話ですと、精密検診について、やはり認定審査会が委託される中身がずいぶん問題になってこうよと思うのですね。それで精密検診について十全を期そうとすると、やはりそれだけの予算を伴います。それでこの問題については、先ほど事務費として計上されるということになってまいりますから、この事務処理に要する費用というものが一体どういうふうな配分になるかということが当面は問題になってこうよと思うのですね。それで事務処理に要する費用というものは、PPPの原則からしますと、実ははずれておりまして、産業界に対する負担はなしであります。そうでしょう。ございませんですね。国と都道府県でこれは折半するとか、それから政令市の場合は、国、府県それから政令市の間で三分分担ということになるわけでありますね。ですから、そういう点からしますと、負担割合ということを含めぐりまして、産業界の負担ということをもっとこの点でも考えるべきだというふうな意見が当然

出てきているようであります。PPPの原則をとる程度寛くかというふうな問題もあらうかと思いますが、事業者の費用負担の性格というのは、そこでお尋ねしたいのですが、原因者負担ということでしょうか、今回のこの法案の中身では、社会的な責務からするところの拠出金というふうな考えていいんでしょうか。いずれでありますか。

○船後政府委員 この制度の給付に要する費用は、すべて原因者が汚染物質の排出量に應じて負担するという仕組みになっておりまして、しかもこの負担を強制徴収権でもって担保するという仕組みになっておるわけでございますから、制度の性格といったしましては、民事的な責任を踏まえた強制徴収の賦課金である、かように考えております。

○土井委員　そうすると、それはやはり原因者負担というふうな原則に基づく拠出だということでありますか。

○船後政府委員 原因者集團といたしましたの責任というものを考えまして、したがって給付に要する費用を負担するという考えでございます。

○土井委員　そういう点からしますと、やはりこの事務処理に要する費用というの、事業者負担というふうな意味からして、もう少し配慮が

あっているんじゃないか、考えられていいんじゃないかというふうな側面もあると思うのです。いまも、現に検診なんかに必要な費用までもこれは

事務費ということになってくるわけでありますから、そういう点からすると、やはりPPPの原則を貫くことから考えていっても、事務費に

対して産業界の負担全くなしというふうなことは、はたしてこれでPPPの原則を貫いているといえるかどうかというふうな点が出てこようと思

うのですが、この点いかがですか。

○船後政府委員　公費負担の範囲とその程度につきましては、中公審の審議におきましても種々御

意見のあつたところでございます。一方におきましては、たとえばこのように大気なり水質の状況

が悪化いたしました一つの原因として、これは国にあるいは地方公共団体の立地政策上あるいは産業政策上、都市計画上の手落ちというものがあつたので、そういう意味において公費負担もすべきであるという御意見もあつたわけでございます。しかし私どもは、かりに地方公共団体あるいは国におきましてその方面における落ち度があつたにせよ、健康被害を生じましたのは、これはあくまでも事業者の排出いたしました汚染物質というものでありますから、その点につきましては、給付に要する費用はあくまでも原因者の負担とするという考え方を貫いておるわけであります。しかし、これを制度として運営するというのは、一方におきまして国または地方公共団体が、公害を防止する、そして国民の健康を保護するというような責務もあるわけでございますから、労災保険その他の社会保険制度におきましても、この種の制度におきましては、事務費については公費でもって負担するという例にならぬとして、これらの事務に要する費用は国と地方の折半負担にしたいのでございます。

○土井委員　こまかい点を質問いたしますと時間のほうがそれを許してくれないわけでありまして、事務負担とおっしゃるその事務の範囲は一体どういうふうな考えられるかという問題点が一つは出てこようと思ふのです。ですから、そういう問題点があるのあります、これは時間のほうの都合で後で譲りたいと思ふます。あしたまた時間があればそれをひとつ伺ひますとして、先ほどから環境庁長官がぜひ早く質問をやつてほしいとおっしゃつてお待ちですから、先に環境庁長官に一回お尋ねしたいのです。

実は、今回の法案と直接関係があるということではあります、しかし、今回、公害健康被害に対する補償の問題を取り上げている大事な法案でありますから、そういう点からしますと、一体環境汚染、環境破壊に対して国民の健康というものをどだけ政府としては責任をもつて守るかというふうな基本的な問題提起ということにもなつ

ているわけですね。そういう点から考えて、現実に公害の被害に苦しんでいる患者さん、それからまだ認定を受けてない被害者の方々、そういう方々からしますと、現行法からしまして、また、今回の法案の中身からしまして、いろいろさびしい規制があることは事実です。たとえば、先ほどから問題になっている指定地域の問題とか指定疾病の問題とか居住時間の問題とか等々の規制がありますね。この規制に合致しないと補償の対象にならないという基本的な問題はどこまでもつきまとう。それには手続上の問題も一つは大事な問題としてあらうと思ひますけれども、先立つお金はどうしてもどこまでも問題になるだらうと思ふのです。予算の中身ですね。これに対してどれだけ国のほうが予算を用意できるかという問題は常につきまとう問題だと思ふのです。

そういう点からひとつお尋ねしたいのは、昨年の九月に、来年度アメリカのスポーケンで行なわれる国際博覧会に公式参加をするという閣議了解がございました。これは長官御承知のとおりであります。その後、通産省のほうで責任担当省でありますから、いろいろ用意されている文書の中身を見ますと、この博覧会は、環境問題をテーマとした第一回の博覧会として、世界の注目を浴びることが予想されるとちゃんと書いてあるのです。特に日本の出展には関心が寄せられると思はれると、ちゃんと書いてあるわけですね。ところが、現にこのスポーケンの万博専門委員というものを通産省のほうでは委嘱なさいます、そしてさらにこの博覧会に対しての出品の中身に対しては、ジェトロにいろいろ依頼をなすつていようであります、しかし、そのいま考えられつある中身というものは、実は日本の四季をめぐつて、四季の情緒であるとか、いけ花の問題であるとか、茶道の問題であるとか、庭園の問題であるとか、あるいはこれは万博であるから半ば娯楽的なものも織り込まなければならぬということ、そういうお祭り気分というものが中身として非常に旺盛に出ていっているのです。これが単に政府

間のいろいろな外部とのつき合ひで問題になっていることなら、私はあえて申し上げませんけれども、やっぱりこれは世界の博覧会という意味では、日本の国家として参加するわけですから、いわば国民的な立場から考えて、日本の国家をこういう姿で、形で、環境に対して私たちがこういうふうになじんでいる、国民生活は日本の環境のもとにこういうことになっているというふうなことがこれによってはたしてはつきり出されているかどうかというのを考えた場合に、国民の生活の実情からは、合っているか合わないかというようないろいろな意見が出てこようと思ふのです。これに關して、現に関係省の連絡会議というのがあります、その中には、御承知のとおり環境問題でありますから、環境庁というのには、わけてもこの中には大きな役割りとして入つていらつしやるはずであります。

そこで、環境庁長官とされましては、この世界博覧会に臨まれる態度ですね。どういふものなればならないとお考えになつていらつしやるか、そこを少しお伺ひしたいのです。先ごろアメリカのほうから日本に來られましたスタンフォード大学のポール・エリック教授だつて、はつきり東京での講演の中では、日本に対してカナリア列島というふうな表現でもって呼ばれているという講演内容もありますし、それから、同時に來られていたマスキー法で有名なマスキーさんの講演の中にも、もはやGNPというものは日本の公害指標だというふうな考えなければならぬという発言もあつたりいたします。だからそういう点ではアメリカの国民のほうから、むしろ日本の環境がどういふうあいな状況になつているかということを知つていられるわけでありまして、月よ花よというふうな出品のしかたということになつてきますと、それ自身私は日本の良識を疑われると思ふのです。だからそういう点から考えまして、環境庁とされては、特に環境庁長官とされては、これに臨まれる態度としてどういふものでなければならぬかということを、ひと

つお考えのほどをお聞かせいただきたいと思ふのです。

○三木国務大臣　正直に申し上げますと、私のところへこの企画に参加する問題というものが具体的な問題として上がつてきてないのです。しかし、幹事会等もやつておるようでありまして、この問題は、博覧会と銘打つて環境問題をテーマにしてそういうものが開かれる以上は、ある意味においては、役所の管轄というよりも環境庁が相当力を入れて、どういふ出品をするかということも、主として環境庁の意見というものが出品については反映されなければいけませんから、これが具体化はまだこれから問題のようでありまして、ジェトロが中心になつてやつておるようですが、今後われわれのほうとしては重大な関心をもつて環境問題に――マスキー氏もこの間アメリカに帰つて、環境問題に対する日本の国民の関心の深さというものに対して非常な感銘を受けたという手紙を私によこしておりましたが、これはだれが見ても環境問題に対する国民の関心は非常に高まりがあるわけで、それは一面から言えば環境を保全したいという国民的な熱意のあらわれでもあります。こういう日本人のいまの考え方というものが博覧会においても反映されて、どういふことをやるうとしておるか、やつておるのかということも紹介されることが必要ですから、この問題については今後われわれとして重大な関心を持つことにいたします。

○土井委員　それはもう重大な関心を張つていただかなければ困るという理由は、六億という国費がこれに投入されるわけです。ただごとじゃないと私は思ふのです。いまこの健康被害についての補償の問題にする際に、やはり私たちの頭にひかかるというのは予算の問題です。それで貴重な国の予算を六億も投じられるこういう博覧会の中身に、特に環境を取り扱うテーマのその博覧会ではなまはなかなものが出されたら困ると思ふのです。特にいまの日本の国民感情からかけ離れたようなものを、日本の国としてはこういうふう

考えますという形で出されたら、とんでもないことだと私は思います。現に二十カ国ばかりがこれに参加を予定していたところが、いま申し入れてゐるのは四、五カ国とどまるといわれております。ECあたりもまだ態度決定をしてないのです。なぜその辺がそういうふうになつてきたかというその理由のほどもまだつまびらかでないわけでありますが、日本としても早々と参加をきめられて安易に考えられるのじゃなしに、これは環境博というふうに興名をとっているような博覧会でありますから、ひとつ取り返しのつかないようなことだけはやっていただきたいくない、これは重々申し入れておきたいと思いますが、よろしくごさいますか。

○三木国務大臣 わかりました。

○土井委員 時間もそろそろ五十分ということであと五分ですから、五分ばかりでこまかい点を聞くのも私は気が進みません。きょうはもうやめたいと思います。いいですか、委員長。

○佐野委員長 次回は、明二十日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十五分散会